

令和7年第1回定例会12月定例会議

中之条町議会会議録

令和7年12月 3日 再開

令和7年12月16日 閉会

中之条町議会

令和7年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和7年12月3日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和7年12月3日午前9時35分						
	散会	令和7年12月3日午前10時20分						
	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
応招ならびに 不応招議員	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
応招 15名	2番	福田 公雄	//	//	10番	関 常明	//	//
不応招 0名	3番	山本 修	//	//	11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//	12番	福田 弘明	//	//
出席ならび に欠席議員	5番	山田みどり	//	//	13番	劔持 秀喜	//	//
出席 15名	6番	佐藤 力也	//	//	14番	小栗 芳雄	//	//
欠席 0名	7番	関 美香	//	//	15番	安原 賢一	//	//
	8番	大場 壯次	//	//				
会議録署名議員	2番	福田 公雄	3番	山本 修	4番	割田三喜男		
職務のため出席した者 の氏名	事務局長	田村 深雪	書記	山田 和弥				
	議事書記	小板橋 千晶	書記	木暮 駿希				
	議事書記	割田 祐太						

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	劔持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和7年12月3日午前9時30分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和7年度中之条町一般会計補正予算(第6号)
議案第 2 号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 3 号 令和7年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 4 号 令和7年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 5 号 令和7年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 6 号 令和7年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第1号)
議案第 7 号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算(第3号)
議案第 8 号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
議案第 9 号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算(第3号)
議案第 10号 令和7年度中之条町下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 11号 令和7年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 第 4 議案第 12号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第 13号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 14号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 15号 中之条町火入れに関する条例の一部改正について
議案第 16号 中之条町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 6 議案第 18号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
議案第 19号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

議案第 20号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について

○ 再開前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第1回定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和7年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出されたりしますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内の会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさまについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、町長から指名競争入札執行報告書が提出されています。事務局にありますので、御覧いただきたいと思えます。

また、文教民生常任委員長より視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

次に、11月12日には町村議会議長会全国大会に出席してまいりました。大会では、1件の決議と3件の特別決議、37件の要望を採択し、全国町村議会が一致結束して行動していくことが確認されました。

また、豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席し、大会では、1件の決議と8件の方々を採択しました。

11月12日には群馬県町村議会議長会臨時総会も開催され、10月22日をもって石内会長が退任されたことにより、会長に副会長であった黒岩巧長野原町議会議長、副会長に永井一行昭和村議会議長を選任することが承認されました。いずれも任期は前年者の残任期間であり、令和9年6月1日までとなります。

さて、今期定例会議には、補正予算や条例の制定や改正など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いいたします。

この際、町長から挨拶願います。

外丸町長、登壇願います。

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日は、令和7年第1回中之条町議会定例会12月定例会議の開催をお願いしたところ、議員のみなさまにおかれましては参集を賜り、誠にありがとうございます。

去る11月28日には、中之条駅長、商工会長をはじめ商工会青年部や多くの園児、児童の皆様のご協力をいただき、中之条駅前のイルミネーションを点灯することができました。このような取組の積み重ねにより、共創のまちづくりを実現することで、駅前の活性化につながってほしいと願っております。

また、12月7日には第11回となる中之条まちなか5時間リレーマラソンが開催をされます。今年も残り1か月となり、寒さが増してきましたが、いまだに全国各地で熊による人的被害が連日報道されています。町といたしましても柿の木等、伐採に対する補助金を整備するなど対策を進めております。

さて、今回の定例会議に上程させていただく案件は、一般会計、特別会計、事業会計の補正予算、条例の一部改正などの議案20件、報告2件でございます。議員みなさまにおかれましては、慎重審議を賜り、ご議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

————— ○ —————

◎ 再開（午前9時35分）

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和7年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

————— ○ —————

◎ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条によりまして、2番、福田公雄さん、3番、山本修さん、4番、割田三喜男さんを指名します。

————— ○ —————

◎ 審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり、本日から12月16日までの14日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、12月定例会議の審議期間は、本日から12月16日までの14日間と決定しました。

○

- ◎ 議案第 1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第6号）
- ◎ 議案第 2号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 3号 令和7年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 4号 令和7年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 5号 令和7年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 6号 令和7年度中之条町自動車教習所事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 7号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第 8号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第 9号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第10号 令和7年度中之条町下水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第11号 令和7年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（安原賢一）日程第3、議案第1号から第11号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第11号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明を申し上げます。

今年もいよいよ師走となり、本年度当初予算のご議決をいただいてから5回の補正をお願いしておりますが、12月定例会議に当たりまして予算の補正をお願いいたします。

今回お願いをいたします補正予算の主な内容は、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け、情勢適応の原則に基づく給与改定に伴う人件費の補正とともに、事業費の確定等に伴います補正をお願いしたいものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億2,179万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ113億8,518万5,000円といたしたいものであります。

歳入につきましては、国庫支出金3,622万4,000円、県支出金2,508万1,000円、財産収入227万5,000円、寄附金5,689万2,000円、繰入金52万3,000円、諸収入953万2,000円、町債100万円をそれぞれ見込ませていただき、不足する財源につきましては、繰越金及び地方交付税を充てさせていただきました。

歳出でございますが、4月の人事異動や人事院勧告に基づく給与改定等によります人件費関係の補正につきましては、後ほど補足の中で説明をさせていただきます。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2款 総務費では、役場庁舎管理事業において、電気料の不足が見込まれるための増額を、防犯対策事業では3基の防犯カメラの更新に伴う備品購入費を、町制70周年・六合合併15周年記念事業では、中之条駅前に設置を予定しております記念制作業務に係る委託料の増額をお願いしております。

ふるさと納税事業では、寄附金の増額が見込まれるため、関連する費用や積立金につきまして計上させていただきました。

防災対策事業では、県防災情報通信ネットワーク衛星回線整備工事に係る負担金の増額を、空家対策事業では、解体や改修に係る補助金等の増額をお願いするものであります。

固定資産税台帳整備事業では、国土調査の成果を評価するためのデータ更新に係る委託料の増額を見込ませていただきました。

3款 民生費では、障害者自立支援給付事業及び障害児入所給付費等給付事業におきまして、利用者数の増加に伴う増額を、また児童福祉事業では、広域入所に係る委託料をお願いするものでございます。

4款 衛生費では、環境にやさしいまちづくり推進事業において、高齢者世帯エアコン購入費等補助金を、塵芥処理事業では、ごみステーション事業に係る補助金において、それぞれ増額をお願いするものであります。

6款 農林水産業費では、新規就農支援事業におきまして、経営開始資金等の補助金を受けた新規就農者より離農の届けがあったことから、その返還金を計上させていただきました。

また、有害鳥獣対策事業では、全国各地においてクマが人の生活圏に出没するケースが増え、人身被害が深刻な状況にあることから、緊急の対策として集落等へ熊をおびき寄せるおそれのある柿や栗などの樹木伐採等にかかる費用の一部を補助するための費用を見込ませていただきました。

7款 商工費では、ふるさと交流センターつむじ運営管理事業において、賄材料費や防犯カメラの購入費用を、中之条ガーデンズ運営管理事業では、ローズガーデン板塀等の修繕費用等をお願いするものであります。

8款 土木費では、町単独道路維持事業で小規模修繕や支障木の伐採費用を、道路維持直営事業では、直営舗装に係る費用の増額をお願いし、道路施設長寿命化修繕計画事業では、実績に基づき点検調査に係る委託料の減額をお願いするものでございます。

10款 教育費では、小学校及び中学校運営管理事業（事務局分）において、指定寄附金を財源として各小学校や中之条中学校に図書などのほか、教育用品を購入させていただくものであります。

11款 公債費では、町債償還元金において、本年度の償還金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第2号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして

て説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ44万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ20億139万2,000円といたしたいものでございます。

歳入では、3款 国庫支出金を増額し、歳出では、1款 総務費において令和7年度の税制改正に伴う介護保険基幹システムの改修委託料をお願いし、2款 保険給付費につきましては、不足が見込まれる給付事業におきまして予算の組替えをお願いしたいものでございます。

議案第3号 令和7年度四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ99万3,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ7,099万3,000円といたしたいものでございます。

歳入では、1款 診療収入及び5款 繰越金の増額をお願いし、歳出では、1款 総務費において給与改定に伴う人件費の増額及び医師住宅修繕料を見込ませていただきました。

議案第4号 令和7年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ572万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ6億1,472万円といたしたいものでございます。

歳入では、5款 繰越金の増額をお願いし、歳出では、1款 総務費において給与改定に伴う人件費及び施設冷暖房用燃料費の増額をお願いしたいものでございます。

議案第5号 令和7年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ3億6,923万9,000円といたしたいものでございます。

歳入では、繰越金の増額をお願いし、歳出では、給与改定に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

議案第6号 令和7年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、予算第3条で定めた収益的支出におきまして、事業費を126万2,000円増額し、補正後の予算総額を1億593万1,000円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、職員給与費において人事院勧告等に伴う増額をお願いするものでございます。

議案第7号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用を59万1,000円増額し、補正後の予

算総額を2億5,365万1,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、人事異動及び給与改定に伴います人件費の増額、三ノ原浄水場への送水工事において、新設ポンプ場の設置にあたり伐採を要する樹木の補償費を計上させていただきました。

議案第8号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用377万6,000円を増額し、補正後の予算総額を1億3,095万9,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、人事異動及び給与改定に伴います人件費及び薬品費の増額等をお願いするものでございます。

議案第9号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益を14万7,000円増額し、収入の予算総額を7,320万5,000円とし、水道事業費用を68万9,000円増額し、支出の予算総額を7,406万8,000円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、水質検査項目の追加に伴う検査手数料と、給与改定に伴います人件費の増額をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入を5万5,000円減額し、収入の総額を220万3,000円とし、資本的支出も同じく5万5,000円を減額し、支出の総額を370万3,000円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、企業債償還額の確定に伴う減額となっております。

続きまして、議案第10号 令和7年度中之条町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出におきまして167万9,000円を増額し、補正後の予算総額を4億8,129万9,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、1款 公共下水道事業費用において、給与改定に伴います人件費の増額及び企業債利子償還金の確定による増額をお願いしております。

2款 特定環境保全公共下水道事業費用では、施設設備修繕費の増額をお願いするものでございます。

議案第11号 令和7年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における農業集落排水事業費用を34万1,000円増額し、補正後の予算総額を2億4,358万6,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、企業債利子償還金の確定により増額をお願いするものでございます。

以上が今回お願いいたします補正予算の主な内容であります。いずれも今年度執行していかねばならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきたく、お願いを申し上げ、議案第1号から議案第11号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第1号、総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足の説明を終わります。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号から第11号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- ◎ 議案第12号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第13号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第14号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第15号 中之条町火入れに関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第16号 中之条町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第12号から議案第16号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第12号から議案第16号、町の条例の制定及び一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第12号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

人事院では、本年8月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を行い、11月11日に閣議決定されました。

また、群馬県人事委員会では、10月8日に県知事及び県議会に対し、県職員の給与等に関し勧告を行いました。

令和7年度国の人事院勧告の概要を申し上げますと、月例給で官民較差1万5,014円、率にして3.62%となります。若年層に重点を置いた改定となりますが、行政職俸給表（一）の平均改定率は、1級で5.2%、2級で約4.2%、全体で3.3%の引上げとなります。期末手当、勤勉手当につきましても支給月数をともに0.025月分引き上げるものでございます。

町といたしましても、給与制度は国の制度を基本としつつ、給与水準は地域給与を重視すること

や、情勢適応の原則の観点から、県の勧告を尊重し、同様の措置を取らせていただきたいため、中之条町職員の給与に関する条例、中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきまして、期末勤勉手当等の支給率をそれぞれ上げたいというものであります。

実施につきましては、令和7年度における月例給等の改正は令和7年4月1日から、期末勤勉手当等の改正は令和7年12月1日にそれぞれ遡って適用させていただき、令和8年度以降の改正は令和8年4月1日からの施行をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第13号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の内容は、先ほどの議案第12号の提案理由でも申し上げましたが、本年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重した中で、町特別職につきましても期末手当の年間支給月数を0.05月分上げたいというものであり、実施時期につきましても職員と同様の施行期日をいたしたいものでございます。

議案第14号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給与は、一般職の常勤職員と同様に、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の考え方に基づくとともに、常勤職員との均衡等を踏まえて決定しており、一般職の常勤職員に適用される給与表の改定に伴い、会計年度任用職員に適用される規定の改定等を行うもので、令和8年6月期、12月期における期末勤勉手当を同様の割合で支給したいことから、改正をお願いしたいものでございます。

議案第15号 中之条町火入れに関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

火入れとは、森林の周囲1kmにおいて土を面的に焼却する行為であり、森林法の規定によりまして、町に火入れを行う場所や日時を申請し、許可を受けてから実施する必要があります。

町内におきましては、主に農地の害虫駆除のためのあぜ焼きが森林法の火入れに該当しております。このたびの改正は、当条例の異常乾燥注意報を乾燥注意報に変更する等、文言や表記の整理を行うものでありまして、許可内容に関して変更はございません。

議案第16号 中之条町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

人口減少や家族の形態の多様化などが進行する現代において、墓を継承する方が途絶え、親族等による墓の維持が困難になってきております。本町におきましてもこうした状況は例外ではなく、死者の尊厳を守り、安らかに眠ることができる施設として整備を進めてまいりました合葬墓につきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、中之条町合葬墓の設置及び管理に関する条例を制定し、令和8年4月1日から運用していきたいものでございます。

以上、条例の制定及び一部改正における提案理由の説明でございます。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第12号、総務課長

（議案第12号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）日程第4として、ただいま審議中の議案第12号から第16号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（安原賢一）日程第5、議案第17号について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき策定する計画でございます。令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間としております。

沢田地内の反下辺地は、地域内の一部の道路につきまして整備が遅れ、日常生活における移動や農林産物等の輸送に支障を来していることから、安全確保のための道路整備が必要な状況にあります。

当地域に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、この計画を策定することにより、国から辺地対策事業債などの財政上特別措置を受け、必要な公共施設の整備を効率的に進めることが可能となります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

議案第17号、地域共創課長

（議案第17号について、地域共創課長補足説明）

○議長（安原賢一）日程第5として、ただいま審議中の議案第17号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第18号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◎ 議案第19号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共

同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

◎ 議案第20号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（安原賢一）日程第6、議案第18号から第20号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第18号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議につきまして提案理由の説明を申し上げます。

規約変更の内容でございますが、1点目として、令和8年4月1日から本組合の組織団体であります太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されるものでございます。

2点目として、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金支給等に関する事務の共同処理を、令和8年3月31日をもって取りやめることに伴い、規約の変更につきまして議決をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第19号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議につきまして説明を申し上げます。

現在災害弔慰金の支給事務につきましては、群馬県総合事務組合におきまして、共同処理団体である沼田市、渋川市及びみどり市並びに県内23町村で共同処理を行っておりますが、先ほどの議案第18号で規約の変更をお願いいたしました、共同処理の取りやめに伴い、財産を処分するものでございます。

処分の具体的な内容でございますが、群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金を、令和8年3月31日に、令和2年度の国勢調査の結果による人口に応じて還付を行うものであり、この財産処分につきましてご議決をお願いしたいものでございます。

議案第20号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会につきましては、効率的な委員会運営を行うために令和2年度から群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合などの関係団体において共同設置しております。先ほどの議案第18号と同様に、太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に名称を変更すること、また同日から新たにみどり市が加入するため、規約の変更についてご議決をお願いしたいものでございます。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

議案第18号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 1号 専決処分の報告について

◎ 報告第 2号 専決処分の報告について

○議長(安原賢一) 日程第7、報告第1号及び第2号について議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長(外丸茂樹) 報告第1号 専決処分の報告でございますが、物損事故の和解につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

令和7年9月2日午後6時30分頃、イサマムラ駐車場におきまして、強風によりイベント用看板が倒れ、駐車中の相手方の車両のサイドミラーとフロントドアバイザーを破損させてしまったもの

で、町側の過失100%で和解し、10月22日に専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただき、物価高騰による影響から5月臨時会議の補正予算において増額をお願いいたしました中之条中学校体育館GHPエアコン設置工事の執行に伴い、契約の変更を行ったものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分ができることが指定されております。契約金額の10分の1以下の変更について、令和7年10月27日に専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

主な変更内容につきましては、残土の運搬距離の変更、現場状況に合わせた施工部材の延長、及び室内空調機器の吊り架台へのボール等の挟み込み防止のためのポリカーボネート板の施工に伴う増額によりまして、101万2,000円の増額変更契約を締結したものでございます。

以上申し上げ、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）報告が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、報告を終わりにします。

○

◎ 陳情第3号

○議長（安原賢一）日程第8、陳情第3号について議題とします。

初めに、陳情文書表を朗読させます。局長

（陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、陳情第3号を産業建設常任委員会に付託します。

○

◎ 散会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の4日は午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（散会 午前10時20分）

令和7年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令和7年12月4日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和7年12月4日午前9時30分						
	散会	令和7年12月4日午後13時21分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//	10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//	11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//	12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//	13番	劔持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//	14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//	15番	安原 賢一	//	//
	8番	大場 壯次	//	//				
会議録署名議員	2番 福田 公雄	3番 山本 修	4番 割田三喜男					
職務のため出席した者の 氏名	事務局長	田村 深雪	書記	山田 和弥				
	議事書記	小板橋 千晶	書記	木暮 駿希				
	議事書記	割田 祐太						

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和7年12月4日午前9時29分開議)

第1 一般質問

○

◎ 再開前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第1回定例会12月定例会議の本会議も本日で2日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いいたします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴席のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いします。

○

◎ 再 開（午前9時30分）

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質問、質疑は、論点を明確にするため、一問一答方式で行われることとされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間を60分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、2回目が残り5分、3回目が残り1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対して議長の許可を得て、論点または争点を明確にするために反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。7番、関さん

○7番（関美香）みなさん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い

一般質問をさせていただきます。質問の内容は、1、少子化対策における同窓会支援事業について、2、中之条ガーデンズの運営についてです。よろしくお願いいたします。

初めに、少子化対策における同窓会支援事業についてお伺いをいたします。中之条町では、少子化対策において様々な子育て支援を講じていただき、その充実した支援内容に対して町内外から高評価をいただいております。町長をはじめ職員の皆様に心より感謝申し上げます。様々な子育て支援施策を行い、少子化対策に取り組まれている中之条町であります。出生数を拝見しますと、令和4年度が48人、令和5年度が55人、令和6年度は49人と減少傾向が続いております。

そこで、少子化対策における同窓会支援事業の実績とその効果に対する見解をお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関美香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

同窓会支援事業補助金につきましては、同窓生の親睦を図るとともに、独身男女の出会いの場を創出するため、20歳から40歳未満を対象として、同窓会にかかる経費の一部を補助しております。令和5年度より対象年齢を拡充し、25歳を20歳に引下げ実施してまいりました。利用実績につきましては、令和5年度、令和6年度とともにそれぞれ3件であります。いずれも「はたちを祝う会」の参加者が同窓会を開催し、本補助金をご活用していただいております。気心の知れた同窓生との再会を通じ、親睦を図ることの目的は達成されていると思われませんが、男女の出会いの場として独身者同士が交流をし、その後結婚や出産に結びついているかどうかについては把握していないのが現状でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関美香）同窓会支援事業の実績とその効果についてお答えをいただきました。少子化対策における同窓会支援事業の目的は、ご答弁いただいたように、20歳から40歳未満を対象とした独身男女の出会い場の創出を目指していると認識しております。

しかしながら、同窓会は生まれ育った中之条町で共に歩んできた仲間との親睦を図る場であり、出会いの場の創出というよりも、同窓生との交流、また同窓会を通して中之条町の魅力を再認識するという部分に重点を置くべきではないでしょうか。

以上の点から、同窓会支援事業において独身男女の出会い場創出という視点を見直すべきと考えます。また、同窓生との親睦を図る場であるならば、対象年齢を拡充すべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

現在、町で行っている本事業は、少子化対策を目的とし、独身の男女の出会いの場を創出することを目指しております。しかしながら、実際に何人が結婚や出産に結びついたのかを、効果測定は困難であり、事業効果をお伝えできないのが現状でございます。

中之条町と同様に少子化対策を目的として事業実施をしております事例といたしましては、岡山県の事業として、結婚への関心の向上や出会いの機会の創出等の少子化対策に重点を置き、同窓会やイベントを支援する市町村へ補助金を交付している事業もございます。しかし、全国的に見ますと、事業の目的を郷土愛の醸成、定住人口の増加、地域経済の活性化等としており、対象年齢層を幅広く設け、同窓会支援事業を実施している市町村が多く見受けられます。

現在、町が行っておる補助事業につきましては、対象年齢を拡充しますと、少子化対策の観点からすると趣旨から外れてしまうということも考えられます。これらのことを勘案し、今後補助事業の利用を希望する方々のご意見も参考にしながら、本事業の目的、対象年齢の見直しも含め、有益な補助制度となるように引き続き研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関美香）同窓会支援事業の目的において、やはり同窓生との交流や中之条町の魅力を再認識するという視点が大切であると考えます。10月に同窓会支援事業補助金を使い同窓会を開いた30代の方から、20歳の時に同窓会を行った同じ旅館で今回同窓会を開催したところ、従業員のみなさんに大変喜んでいただいたとのエピソードをうかがい、同窓会支援事業にはご答弁いただいたように地域経済活性化の側面があると感じております。

また、同窓会の開催を計画する中で、補助金の内容を調べたところ、対象年齢に該当せず、補助金を使うことができなかつた60代の方からは、同窓会支援事業補助金であるならば、対象年齢を40歳未満とせず、拡充して欲しいとのお声をいただいております。同窓会を通してふるさとの魅力を再発見し、中之条町へUターンしようという機運の醸成につながることも考えられますので、対象年齢の拡充を望むところであります。

また、ご答弁いただいたように、同窓会支援事業において、実際に何人が結婚や出産に結びついたので測定が困難で、事業効果を伝えられない現状であることから、同窓会支援事業の在り方についての検討を要望いたします。

そして、少子化対策における同窓会支援事業を通し、出会いの場づくりについて学ぶ中で、多様性の尊重という視点の大切さを改めて感じました。少子化対策における出会いの場づくりについては今後の課題であり、引き続き議論させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に中之条ガーデンズの運営についてお伺いをいたします。外丸町長の公約における中之条ガーデンズの運営については、持続可能な施設となるよう、管理、運営方法などを見直すと思います。また、平成30年に行われた町長選挙では、中之条ガーデンズが選挙の争点であったと記憶しております。

以上の点から、町民のみなさんは中之条ガーデンズの運営に動向に注目していると考えます。中

中之条ガーデンズの運営において、決算状況を見てみますと、毎年度赤字が出ており、そのような状況は町民のみなさんから理解を得られていない部分であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条ガーデンズについてのご質問をいただきました。中之条ガーデンズにつきましては、グランドオープンから5年目の年でございます。9月定例会議において認定をいただきました決算は、開園以来経常収支は赤字が続いている状況でございます。町長就任以来、ガーデンズの運営の見直しを実施し、経費の削減を照査し、赤字幅を縮減し、持続可能な施設運営に努めているところでございます。

まず、入園料につきましては、本年度料金改定を実施し、一定の効果は上がっているものと思っております。そして、四万温泉協会との連携実証といたしまして、宿泊客の誘導等の事業展開の実施をいたしました。しかし、入園者の増加にはつながることはまだまだ至っておりません。食堂につきましても、提供単価の見直しを実施させていただき、物価高騰及び食料品等々の高騰に対しましても、柔軟に取り組んでまいりたいと考えております。

歳出では、棚卸等を実施し、適切な在庫管理に注力し、工事請負費におきましては、ブルガリア花壇整備等を行ってまいりましたけれども、歳出の圧縮と事業への投資についてメリハリのつけた事業実施を努めております。

現在のガーデンズの運営を赤字から黒字に転換することは大変困難な状況でございますが、観光振興の拠点としての中之条ガーデンズの存在意義を再確認しつつ、町民の理解を得られる施設運営に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関美香）中之条ガーデンズの運営において、長引く物価高騰や人件費の増加など、大変厳しい状況の中、赤字幅の削減を照査し、歳出の圧縮に努められている状況をお話ししていただきました。

その中で、本年度、入園料の改定を行い、一定の効果があるとのことでございます。グランドオープンから5年目、情報発信にも力を入れ、「中之条ガーデンズといえばバラ」という知名度が定着しつつあることから、私は、バラが見頃を迎える時期の入園料をさらに改定してよいのではないかと考えております。ご答弁の中で中之条ガーデンズの存在意義を再確認しつつとありましたが、バラを通したブルガリア大使館との交流も始まり、中之条ガーデンズにおいてバラは大きな存在であることから、入園料の改定の検討を行うべきではないかと考えております。

私は、中之条ガーデンズの施設整備と運営について賛成の立場であることから、町長をはじめ職員のみなさんと共に今後の運営について考えていきたいと思っており、その観点に基づいて質問を続けさせていただきます。

植栽や育成に携わるアドバイザー等へ支払う委託料が高額であることから、植栽や育成について

は将来を見据えての検討が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）アドバイザー等への委託料につきましては、見直しを毎年実施させていただいております。本年度は運営指導及び藤育成管理指導業務につきましては、業務委託を解除させていただきました。また、ディレクション業務委託につきましても3割弱の削減を実施させていただいております。引き続き見直すべきものと投資すべきものを見極めて、健全運営に努めてまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関美香）いただいた答弁の内容から、外丸町長の公約である中之条ガーデンズが持続可能な施設となるよう、園内のディレクション業務や植物の管理、指導等の見直しを行っている状況を認識いたしました。有名なアドバイザーのみなさんに携わっていただき、グランドオープンを迎え5年が経過した今、ご答弁いただいたように見直すべきもの、投資すべきものを見極めていくことが重要であると考えます。

また、冒頭申し上げたように、町民のみなさんは中之条ガーデンズの運営の動向に注目していると考えますので、健全な運営に努めていただくよう、引き続きの取組をお伺いいたします。

それでは、次の質問に入ります。持続可能な施設運営を目指す上で、入場者数の増加とリピート率の向上が重要であることから、中之条ガーデンズにおいて、花だけではなく、施設の有効的な活用を検討していくべきと考えますが、検討をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）施設の有効活用につきましては、現在、ガーデンという「花をめぐる施設」としておりますけれども、5年が経過したところでございます。先ほど関議員からもお話ございましたように、ブルガリアを通じてバラの関係でのつながりも非常に一定の効果があるというふうに思っております。

先ほどの答弁のとおり、見直すべきものと、投資すべきものを見極めてまいりたいと考えておりますので、花以外の施設の有効活用もその1つとして研究してまいります。5年先のガーデンズ、あるいは10年先の未来を模索しながら、さらなる集客に努めてまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関美香）すみません。見解をお伺いしますというのを、検討と言ってしまいました。訂正いたします。すみません。

それで、5年先のガーデンズを模索してまいりたいと町長からご答弁いただきました。これから先の中之条ガーデンズは花をめぐるだけでなく、新たなセールスポイントが必要であると考えております。そのためには施設を有効的に活用していくべきであり、私は「リラックスの森」に注目を

しております。その理由は、木々に囲まれた景観がすばらしく、その名のとおり心地のよい空間であり、積極的に活用していただきたいと思っております。そして、「リラックスの森」を有効的に活用する上で、観光施設として外せない要素であるペットとカフェを取り入れるべきと考えます。

理由として、ペットツーリズムという旅行スタイルが注目を集めており、ペットツーリズムは単なるトレンドではなく、愛犬を家族の一員として迎え入れている社会のニーズであると考えます。また、ペット連れ旅行者が満足すれば、リピート率が高いというデータもあることから、リラックスの森をペットと共に過ごせる場所としての調査研究を行うべきと考えます。

また、カフェについてですが、単に飲食を提供するだけではなく、日常から離れた心地よい空間で質の高い飲物やスイーツを味わうことで、心を満たすことができる場所がカフェであることから、観光において外せない目的であり、自然に囲まれたカフェで過ごす時間は、訪れた方の心を満たす価値があると考えます。

以上の点から、施設の有効的な活用として、「リラックスの森」でのペット同行、またカフェスペースについて調査研究を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ガーデンズの中にございます「リラックスの森」の有効活用についてのお尋ねでございませけれども、関議員おっしゃるように、ペットを家族として考えている方が非常に多ございまして、昨今、ペット同伴の施設利用についての問合せもいただいております。また、キッチンカー等が出店されない期間におきましては、飲食物の販売拠点がございませぬので、この質問の趣旨は理解できるところでございませ。

先ほどの施設の有効利用と同様に、今後の在り方を調査研究してまいりたいと考えておりますので、関議員からもいろいろご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関美香）答弁いただきましたように、「花をめでの施設」として5年が経過しました。令和2年度から令和6年度までの入場者数の推移を見ますと、令和2年度の約13万8,000人がピークであり、令和4年度は約10万人、令和5年度は約9万人、令和6年度は約8万人と減少が続いていることから、入場者数の増加とリピート率の向上を図る取組が必要であると考えますので、「リラックスの森」におけるペット同行とカフェスペースについての調査研究を要望いたします。

また、持続可能な施設を目指す上で、町民の利用向上を図ることが大切であると考えますが、見解をお伺いいたします。また、取組の現状についてもお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）関議員おっしゃるように、町民の利用向上は施設の持続可能な重要な要件の1つであると認識してございませ。令和7年度、現在の町民利用率は11.8%でありまして、全体の1割程度の利用でございませ。やはり多くの町民の皆様にお越しいただき、楽しんでいただける施設運

営が当然求められていると思っております。

大変な重要なお指摘であると思う反面、大変難しい課題でもあると認識いたしております。町民であれば無料で入園できる施設を継続しておりますが、町民花壇であったり、ブルガリアフェア開催であったり、町民参加型のイベントも多く実施しておりますが、なかなか利用率が伸びない状況でございます。持続可能な施設運営を目指し、内容の改善は随時行いながら、施設の運営にあたってまいる所存でございます。

関議員おっしゃるように、入園者数が年々増加でなく、ちょっと減少していると。コロナの影響もあったのでしょうけれども、ただ期待しておりますのは、やはりインバウンドとか、四万においていただく方、あるいは草津なんかは今年度恐らく500万人を超えるだろうという方々が、中之条ガーデンズに寄っていただけるような、そういった回遊していただける、そういうことに対しても我々も力を入れていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関美香）本当にコロナの時期はなかなか屋内の施設がというところで、ガーデンズ、入場者数が伸びていったというデータが残っているのかなと思うのですけれども、町長おっしゃられたように、本当にこれからやっぱり回遊していただけるよう、上信も完成すると余計に通り過ぎていってしまうのではないかなという、本当にそういう心配もありますので、本当に施設の有効利用、大切ではないかなという思いで提案をさせていただきました。

それで、本当に今聞かせていただいたように、町民参加型のイベント多く実施されております。そもそも町民は無料の施設であります。町民の利用率が伸びない状況から、ご答弁いただいたように大変これは厳しい課題であり、私も正解を導き出すのは厳しいと思っております。

町民の利用向上において、先ほどお話しさせていただいた「リラックスの森」のカフェスペースという視点は大切であると考えております。カフェは、単に飲食を提供するだけではなく、日常から離れた空間で心を満たすことができる場所です。そのような場所が中之条ガーデンズの中にあつたら、観光客だけではなく、町民のみなさんにも喜んでいただけるのではないかと常々考えております。ただ、「リラックスの森」にカフェの常設となりますと、予算や費用対効果をしっかりと精査していかなければならないという点も理解をしているところでございます。

そこで、カフェに関連して、アフタヌーンティーという喫茶文化を紹介させていただきます。アフタヌーンティーは、1800年代にイギリスの貴族の間で始まった午後に紅茶と軽食を楽しむ習慣であり、現在ではホテルやカフェで提供される優雅な喫茶文化として人気があり、日本では「ヌン活」と呼ばれ、SNS映えするとして、若い世代を中心に人気が高まっています。アフタヌーンティーの発祥は、ナチュラルスティックガーデンの発祥の地でもあるイギリスであることから、中之条ガーデンズとアフタヌーンティーを関連づけることで、相乗効果をもたらすと考えます。また、アフタヌーンティーであれば、既存の施設を使用して開催できることから、町民参加型のイベント

や観光客の増加において取り入れていただきたい要素であると考えております。

また、最初の質問の中で、出会いの場づくりについて引き続き議論させていただきたいと申し上げましたが、中之条ガーデンズは出会いの場づくりに適した場所であると思っております。美しい植物や、先ほどお話しさせていただいた喫茶文化を好むのは時代の風潮から男女関係ないと考え、中之条ガーデンズの特色を生かした出会いの場づくりの調査研究を望むところであります。こちらについての所管は住民福祉課であります。町民の利用向上を図るためには、各課横断しての調査研究が必要と考えます。

最後になりますが、中之条ガーデンズが持続可能な施設となるよう、様々ご苦労あろうかと思いますが、引き続きの取組をお願い申し上げ、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一） 関美香さんの質問が終わりました。

次に、山本修さんの質問を許可します。山本修さん、ご登壇願います。3番、山本さん

○3番（山本修）おはようございます。本日、2番目の質問者であります山本修です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、私は、クマ出没問題と今後の対応策についての1項目を質問させていただきますが、今大変重要な問題で、みなさんも関心があるというふうに思っております。私は、さきの9月議会におきまして、自治体の判断で市街地にいるクマやイノシシ等に発砲できる緊急銃猟が施行されたことに伴い、クマの出没問題にも触れ、一般質問をさせていただきました。その後もツキノワグマやクマの出没目撃が非常に連日のように町の防災無線や有害鳥獣出没情報などを通して私達に届いているという状況が今も続いています。幸い町内の人身事故といった深刻な事態は発生していませんが、町民の中には「怖くて散歩や外出もできない」とか、「農作業中に襲われたりしないだろうか」とか、また「子ども達の通学路に出たらどうしたらいいのか」などと不安や恐怖を感じながら日々生活を送る毎日が続いていらっしゃると思います。クマの出没の影響は、町民の生活にも今や顕著に現れていると感じております。

そこで質問いたします。町の有害鳥獣出没情報では、連日のようにクマの出没情報が届いていますが、4月からのクマの目撃と出没数、捕獲・駆除頭数の最新の状況はどうなっているかお聞かせください。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹）クマの問題については、この事案が今年発生をしてから、私も極めて深刻な状況であるというふうな認識を持っております。いろいろな報道等でされている情報等も収集をしながら、これはもう最優先の今の、現状の課題かなと、こんなふうに思っております。

昨日も夜中の12時過ぎにNHKで1時間ばかりクマの特集があるということで、私もそれを見させていただきました。まだまだクマの状況が収束をするに至っていないという状況でありますので、しかし我々自治体としては非常に緊張感を持ちながら、そして何より猟友会の皆様、そして実施隊

の皆様には本当に献身的なご努力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして心から感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、山本修議員のご質問にお答えをさせていただきます。

クマの出没は、令和7年4月から11月末現在では、目撃情報は104件、捕獲頭数は101件でございます。なお、昨年度令和6年4月から令和7年3月までの1年間の目撃情報は40件、捕獲頭数は73件でございますので、目撃情報、捕獲頭数ともに昨年度を上回っている状況となっております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）ありがとうございます。外丸町長から、やっぱりクマの深刻な問題ということで答弁していただきましたし、猟友会の方も今やクマということに対して、ふだんの生活から顕著に敏感に対応していただいているということは非常に感謝申し上げたいということで、私もこの質問をさせていただくような形になりました。よろしく願いいたします。

外丸町長から喫緊の目撃情報では104件、あるいは捕獲数は101件との答弁がありましたが、やはり2024年度だと目撃情報が40件でしたので、その数をもう既にはるかに超え、2倍以上のものとなっております。捕獲頭数も既に73件の昨年を超えているような状況になっております。

クマの出没問題の要因としては、群馬県鳥獣被害対策支援センターが9月末に、ドングリや栗などの堅果類が本年度は凶作であると発表しております。それも2022年、2023年、2024年と3年連続の不作が続いている中で、本年度はさらにそれを下回る凶作という調査結果となっていることから考えられると思います。とにかく山にエサがないのです。クマとしては、生きるか死ぬかの死活問題でもありますから、いやが応でも市街地に、あるいは里山に下りてきている現状があると思います。

さらに、クマの出没は今年だけに限らず、来年も続くだろうというような予測をする専門家もおります。中之条町としては、町民の生活はもちろん、観光事業なども影響を及ぼしかねないことから、今後も引き続きクマ出没問題への対応策が大変重要になってくると感じております。町民の命を守る体制づくりが強く求められていると思います。

そこで質問いたします。今年度、時期別目撃頭数や時期別錯誤捕獲頭数などは、例年に比べてどのような違いと特徴があるのか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今年度の特徴といたしましては、4月から10月までの目撃情報69件のうち、10月中に目撃された頭数が28件ということで、10月に集中して目撃されております。例外の年もありますが、例年の目撃情報のピークは6月から8月でございましたので、今年は特殊な状況であると思われております。

なお、捕獲頭数については年度末を待ってから例年と比較して総括をしていきたいと考えております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）ありがとうございます。一応私も六合の猟友会の鳥獣被害対策実施隊の一員でもありまして、さきの11月6日に開会されました中之条町の鳥獣被害対策実施隊の全員協議会に出席させていただきました。その際に提供されました資料を参考にいたしますと、やはり町長が答弁されましたように、例年ではありますが、例年のピークは6月から8月のような形で、今年は特に10月、11月に入っても多く目撃情報があることから、やはり特殊な状況だということがうかがえます。

では、現在、中之条町周辺に一体どのぐらいの個体数が生息しているのか、非常に知りたいところでもあります。例えば推計ですが、群馬県鳥獣被害対策支援センターは、2024年度の県内のクマの生息数を発表しています。

そこで質問いたします。2024年度の群馬県では、クマの生息数は2,773頭と推計され、2020年度の2,022頭から71頭、37%も増えているということがうかがえます。中之条町では、増加傾向にあるか、また増加しているかということから、どのような要因が考えられるのか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町では、管内のクマの生息数の推計は行っておらず、傾向が増加傾向にあるかというような明確なデータはありませんので、傾向及び要因等についての回答は控えさせていただきますけれども、昨日のNHKの夜中の中で、そういう関係者、あるいは学者さんから言われますと、なかなかクマの生態はまだはっきり解明されていない、謎の部分があるというような見解もございましたので、これはいろいろな情報を仕入れながら、中之条町もこれから検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）やはり町長がお答えしたように、確かにクマは市町村をまたいで自由に越境したり活動していますので、なかなか町内にとどまっているということがありませんので、非常に一町村で生息数や個体数を把握する調査は非常に難しいのではないかとこのように私も考えているところではありますが、ただ今後、人間とクマの共存を考えた時に、ある程度頭数の把握をしていないと、個体数の維持管理の判断等も関係してくることから、調査することで地域の安全性の確保にも重要な役割を果たすのではないかとこのように考えておりますので、今、定点カメラを使ってクマの識別をしたりとか、そういう形で行っている自治体もあるようですので、ぜひ検討をするなり、試みていただければと考えております。

もちろん中之条町では、それに代わって緊急性を感じ取っているからこそ、外丸町長の判断で、柿の木等の伐採費の補助を早期に実施し、住民の協力を求め、安全性の確保を進めているというふうに感じております。ですので、私も既に庭の柿の木を自ら切ったのですが、補助前でしたので、補助金の対象になりませんでしたので、みなさんもぜひ庭の木をできれば切っていただければというふうに感じております。

そこで質問いたします。中之条町緊急柿の木等伐採事業補助金について、相談や問合せ数ほどのようになっていますでしょうか。また、実際申込みされた方の数や、その内訳と現状での補助金額をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）この柿の木緊急伐採事業、これについては群馬県で中之条町がいち早く取り組ませていただきました。ほかの町村からも問合せ、あるいはどんな要綱なのだというお問合せがございまして、各地区、利根のほうでも今検討をされているようでありますけれども、やはりこの状況にあって、自治体でまず何ができるかということの観点から、この中之条町緊急柿の木等伐採事業補助金、これを創設をさせていただきました。

クマによる人身事故を防止するためということでもありますけれども、住宅地周辺にあるクマのエサとなるような樹木を伐採する場合に、費用の2分の1を補助金として交付して、11月4日から開始をさせていただきました。申請状況につきましては、11月末現在、24件で、91万円が見込まれております。問合せ等につきましては116件でございます。

これにつきまして、いろいろのご意見等もあると思うのですが、何しろ柿、栗、その他のクマがエサとするようなものを管理できない木において、やはりお年寄り、あるいはそういう技術がない方はそういう制度を使っただこうということで創設をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）ありがとうございます。大変問合せが、最初に考えていた当初よりは大幅増えているかなと思います。たしか実施する当初は補助金の対象者を10件ぐらいというような形で設定されていたように思うのですが、現在ではそれをはるかに超えるような24件で、金額も91万円ということで、問合せ数も116件ということで、大変町民のみならずも関心を持って、たぶんこの補助金等の庭の木を何とかそれで解決できればと考えているのだというふうに思います。やはり不安や恐怖からそういった対策をしておかなければというふうな思いも非常に感じられますので、こういった数字になったのだというふうに私は感じております。

日々の不安や恐怖などは、これお子さんのいる家庭ではさらに強く感じているような気がしております。私の知っている2人のお子さんを持つお母さんは、以前通学路でクマの姿を見たことがありまして、もし子どもが襲われたらというふうに考えたら、とても怖くて登下校の時には私達がスクールバスのバス停まで車で送り迎えをして、互いに時間調整をするなどして、大変ですが、子ども達を送り迎えしているというふうな現状をお聞きしております。

そこで質問いたします。教育現場でのクマの出没に対する安全対策の重要性を鑑みたときに、注意喚起はもちろん、クマの遭遇時の対応マニュアルづくりや、登下校時の通学路の点検、校舎内への侵入対策などは十分なのか、お聞かせ願います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

クマへの対応につきましては、令和7年10月30日付、文部科学省及び環境省の連名による事務連絡により、クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保についての通知がありました。この通知は、環境省作成のクマ類の出没対応マニュアルや、地方公共団体における取組事例を参考に、日頃からクマの出没情報に留意し、必要に応じて通学路の点検や変更、クマの出没時の安全対策や連絡体制など、各地域の実情に応じた対策を検討し、学校が作成する危機管理マニュアルへの記載や、学校及び登下校時、日常生活における注意喚起を依頼するものであります。

これを受け、町教育委員会では、中之条町教育委員会クマ出没対応マニュアルを作成いたしました。このマニュアルでは、クマの習性やクマが近くにいるサイン、また児童生徒への指導の例として、自分の身を守り、クマを寄せつけないための方策、クマに出会った際の対処法、クマに襲われそうになった際の対処法などを紹介しております。また、クマ出没時の対応チェック表や連絡体制により緊急対応が必要な場合の対応手順や連絡先なども示しております。

これら環境省のマニュアルや町教育委員会のマニュアルを管下の校、園、所に周知し、それぞれの状況に合った対応や対策を行うよう指示しております。通学路の点検や校舎内への侵入対策などにつきましては、クマへの対策だけにかかわらず、通学の安全や不審者対策なども含め、関係機関にも協力をしていただきながら検討し、実施可能な対策、対応を行ってきております。

しかしながら、クマや不審者はいつ、どこに、どのような方法で出没するかわからないことから、これで十分といった対策は難しいと考えております。引き続き実施可能な対策や対応を行い、子ども達の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）詳しいご説明いただきまして、大変ありがとうございます。町の教育委員会では、中之条町教育委員会クマ出没対策マニュアルを早期に作成していただいたことは、非常に迅速に対応していただいたことで、大変感謝いたしております。

教育長が答弁されたように、園児や児童生徒の安全確保が最優先です。ですから、こういったマニュアルを利用して、日々クマ対策等も含めて有害鳥獣対策に教育なり、指導を進めていただければと考えるので、今後ともよろしく願いいたします。

しかし、こればかりは野生動物なものですから、いつどこで出没するというか、こちらが気を使ってもやはり安全でいられるというふうな十分な担保はありませんので、引き続き安全指導をよくしていただいて、クマ等有害鳥獣に遭遇しないように、ふだんからの対策をお願いしたいと考えております。

そのためにも町が危険を事前に回避する手段として、今後、導入した鳥獣通信アプリの「けもの

もと2」は非常に有効的に働くツールではないかというふうに私は思っています。私も早速スマートフォンにアプリを入れまして、日々チェックしている状態であります。

そこで質問いたします。情報通信技術のICTの活用として、クマの目撃を地図で共有する「けものもと2」の導入は、アプリ投稿で即座に情報共有ができるメリットが大きいと、システムの内容と操作方法の詳しい説明と、そのシステムを今後どのように運営していくのか、構想案はあるのかお聞きいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）スマートフォンを使った「けものもと2」のアプリは、内容と操作法の詳しい説明が不要なほど簡便なつくりになってございます。有害鳥獣の捕獲は、町鳥獣被害対策実施隊が行いますが、捕獲報告がスマートフォンで行えるようになりましたので、紙による報告の手間がかかりません。また、一般の住民の方もアプリでクマ目撃情報を簡単に入力することができますので、クマを目撃したらアプリを開き、目撃投稿の項目の詳細のタブから日時や場所等の詳しい状況を入力し投稿していただけます。あわせて、木に残した爪跡等、クマに関する現場写真がありましたら、画像投稿することも可能でございます。位置情報に合わせた地図が表示されますので、簡単に目撃場所の確認をすることができます。「けものもと2」は、住民から寄せられた情報をすぐに地図上に落とし込み、視覚的に共有することができます。この情報に基づき危機の察知のほか、効果的な追い払いや捕獲につなげることが可能となりますので、今後は「けものもと2」を獣に関する情報発信の主軸として当アプリの普及啓発を図ってまいりたいと考えております。なお、スマートフォンをお持ちでない方や操作が苦手である方もいらっしゃいますので、従来どおり防災無線の放送も併せて行いながら、情報発信に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）「けものもと2」は、私も何か防災無線であると開けてみて、その位置関係というか、場所が非常に鮮明に分かって、今まで私だけでしょうか、防災無線で目撃情報が流されても、クマの目撃された場所がいま一つはっきり分からない場所もありまして、どこなのだろうというのが、ゼンリン地図を広げて見たりはしているのですが、この「けものもと2」のアプリの中で目撃マップを開くことで、視覚的に場所が確認できて、目撃場所が地図上に表示されるので、自分自身が移動する際にクマに注意する手助けにもなりますし、自らの生活圏の中でもやはり近くにクマがいたりすると非常に不安なものですから、安全性の確保にも非常にメリットがあるような気がしますので、ぜひみなさんも導入して、アプリを開いていただければと思います。

また、外丸町長が答弁されていますように、目撃投稿を詳細な情報を映像で送ることや、情報等を詳しく送ることができますので、そういった面も非常に、こういった状況かがより鮮明に分かるので、先ほど爪の跡とかそういったものも、中にはフンもあったような気がしましたけれども、そういったものも送れますし、より詳細な情報が直接目で確認できるというのは非常にいいことかな

と思います。

さらに、目撃情報を表示する目撃リストというのを開くことができますし、過去の情報も読み取ることができます。先日、開きましたら、嬭恋村の田代地区の目撃情報がアップされたのですが、これはもし嬭恋方面に行かれる方は非常に目撃情報が入手できるのでいいかと思うのですが、たぶん中之条町町内を中心の情報アプリだと思いますが、できれば町外を通じてそういった通勤する方もいらっしゃるし、用事で町外に出られる方もいらっしゃるので、できればそういった情報も共有できるほうが非常に便利かなと思います。町外とかほかの県内とか、そういったところは群馬県のクマ出没マップもありますので、そちらを利用している方もいらっしゃると思いますけれども、いずれにしろ非常に便利に活用していただければいいかなと思います。

中之条町は、いつこういった非常事態が発生するか分からないというような考え方から、緊急銃猟対応マニュアルの9月の法改正に併せて迅速に作成していると思いますので、より迅速な対応が期待されるということで、そこで質問させていただきます。クマ出没緊急銃猟対応マニュアルを早期に作成したのは、前橋市と中之条町の2市町だけと、迅速な対応は評価されるが、緊急銃猟要件確認用チェックリストの実施隊員記入欄の要件を満たし、射撃手となれるハンターのリストアップはできているのか、また各地の猟友会の実情はどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）緊急銃猟を実施する際には、緊急銃猟要件確認用チェックリストを使って、狙撃者となる条件を満たしているか確認を取ってから実施することを町のマニュアルに記載してございます。第一種銃猟免許を持っていても、例えば1年間に2回以上、猟銃や射撃練習をしていない方や緊急銃猟のために使用する銃器で過去3年以内にクマ、イノシシやニホンジカの捕獲経験がない方は緊急銃猟を実施できないこととしております。町には第一種銃猟免許を持つハンターのリストがありますので、おおむねリストアップはできておりますが、先ほど申し上げましたように猟銃や射撃練習の頻度、クマ、イノシシ、ニホンジカの捕獲経験につきましては、その都度ごとにチェックを行うこととなりますので、ハンター自身が緊急銃猟を実施できる要件に該当するか、改めて確認を取ってから慎重に緊急銃猟を実施していきたいと考えております。

また、各地区の猟友会の皆様の実情につきましては、地区が分かるようにハンターのリストアップをしておりますので、何か特別な情報があるようでしたら実施隊の地区隊長からお聞かせいただくこととしております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）今の町長の答弁をお聞きして、事前にしっかりと厳選し、リストアップがされているということで確認いたしましたので、今後とも緊急銃猟がないようなことを願いながら、リストアップなり、厳選な選出をお願いしたいというふうに考えております。

ただ、さきの実施隊の全員協議会に出席した際に、実施隊から緊急銃猟制度についてかなり本音

とも思えるような積極的な意見が出たことも事実です。そこで、緊急銃猟を行うハンターにも心理的なハードルがかなり高いというか、ありますので、それを切実に感じたということも印象的でありました。町としても、ハンター自身が緊急銃猟を実施できる要件に該当するか、改めて確認を取ってから慎重に緊急銃猟を実施していきたいと考えていますという、ハンターに寄り添った考え方を示しておられます。私達は、実施隊に全てをお任せすればいいかというふうにも考えておりましたので、これからはメンタルな部分のフォローやアフターフォローも重要になってくるかと感じています。

そこで質問いたします。クマを人里に寄せない環境づくりとして、長期的な目線でクマが入ってこない緩衝地帯整備をどう考えているのか、またクマと人の住み分けるゾーニング管理は今後検討の考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ゾーニング管理とは、人の生活圏とクマ類の生息域を区分けするということでございます。令和6年2月8日付でクマ類保護及び管理に関する検討会による、クマ類による被害防止に向けた対策方針が示され、その中でゾーニング管理につきましても記載されてございます。

ゾーンとは区域のことですが、人の生活圏、緩衝地帯、保護優先地域の3区域に分けてクマを管理するというものでございます。人の生活圏では、市街地や農地で放任果樹の除去、やぶ刈りを行い、出没を防止するとともに、進入したクマは速やかに排除いたします。また、森の中にクマが生息できるように保護優先地域を設け、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、クマにとって良好な生息環境を保全いたします。そして、この2区域の間が緩衝地帯であります。緩衝地帯整備をどう考えるかということではありますが、クマにとって隠れ場とならないように、やぶ刈りや伐採による環境整備が必要であると考えております。既にやぶ刈りを行う団体や放任果樹を伐採する団体に対しては支援を行っておりますし、中之条町緊急柿の木等伐採事業補助金も創設いたしましたので、ぜひご活用をいただければと、このように考えております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）この問題は、クマだけではなくて、当然サルやイノシシ、シカなども対象になるかというふうに考えますし、今後緩衝地帯やゾーニングということが実際どういう形で進んでいくのかというのは非常に難しい問題ではないかというふうに私も感じておりまして、町長の答弁では中之条町は既に緩衝地帯の整備を進めていて、この先を見据えた調整と対策が検討され、進んでいるというふうに考えております。

しかし、ここに来て大変大きな問題は、子どもの頃から市街地周辺に住み着き、人慣れたクマのことをアーバンベアというそうですが、そのアーバンベアの存在も大きな要因として考えられるのではありませんでしょうか。人の生活圏とクマの生息域はなくなり、混雑している状況下で市街地や里山に出没するクマは、もはや山のクマではありません。そして、山には帰らないし、帰れな

いし、山のことを知りません。今や山奥は荒廃し、整理がされていない上に広葉樹等の減少などから、山の中では生活できなくなっているというふうに専門家も断言しております。このような状況下において、クマをはじめ有害鳥獣の生息状況の把握をするための最新機器として、ドローンの存在が大きな役割を果たすと私は考えております。

私は、以前6月議会の総務企画常任委員会の際に外丸町長に、中之条町でのドローン導入の意向を提案したことがあります。今回緊急銃猟の施行やクマ出没が頻発することを受けて、実施隊の中からもドローンの導入を町に検討してほしいという声があります。「けものおと2」なども有効だと思いますが、クマの出没時は瞬時に上空から居場所を特定し、その状況をリアルタイムに確認して、適格に情報収集をしたいというのがハンターの本音だというふうに感じております。

今やドローンに搭載される機能は多種多様に及び、空撮映像をリアルタイムでチェックしながら、生物の熱を感知できる赤外線カメラや音声スピーカーも搭載でき、クマの嫌がる音も流すこともできれば、地域住民にクマの存在や注意喚起を促す告知もできると思います。クマの出没以外にも様々な用途で利用することができるように期待されますので、そこで質問させていただきます。

出没状況の確認や迅速な対処、現場対応のために町でのドローンの導入計画の検討はあるか、お聞かせ願います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ドローンを活用して空撮映像や熱を感知する赤外線カメラにより、状況からクマの出没状況を確認する方法があります。私もちょくちょく最近クマの問題がマスコミで取り上げられますので、そういった時にドローンの活用状況で個体を確認する、これは有効な手段だなというのは最近勉強をよくさせていただいております。最新技術を活用するという場合においては、他の自治体との状況も見ながら、導入の必要性について検討してまいりたいと、このように思っております。よろしく願います。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）町長、ご検討いただくということで、ぜひとも町で導入していただければと思いますので、よろしく願います。

緊急銃猟での迅速な対応や有害鳥獣駆除などは、今後さらに猟友会への依存や負担も増加してきますし、ハンターの高齢化や人員不足など、今後存続が厳しくなる状況の中で負担軽減にも一役を担えるという存在であると思います。猟友会の協力なしでは今後成り立っていかない現状もありますので、実施隊のメンバーの中にはドローンを町役場本所と六合支所にそれぞれ配置して、実施隊も使えるように考えて欲しいという希望も挙がっております。ぜひご検討をお願いします。

私の最後の質問になりますが、クマの出没対策は今年いっぱい終わるとか、来年で終わるとかという問題ではなく、中長期で対策を考える必要があると思います。

そこで質問いたします。群馬県鳥獣被害対策支援センターは、9月末、クマのエサとなるドング

りや栗などの堅果類が5年ぶりの凶作と発表したことで、来年の春から夏場までは出沒傾向にあると専門家も注意を呼びかけていることがあります。今後対応策の問題点とどのように考えているのか、またクマだけではなく有害鳥獣対策の強化はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）昨日のクマの特集でも見ていたのですけれども、豊作と凶作、これがもう極端だという専門家の話をちょっと聞かせてもらった時に、豊作の時にクマが結構出産をして、次ぐ年のというのですか、凶作の時にエサがなくなる、そういう状況の間隔も短くなっているように思われるという、そういった専門家の話も昨日聞きました。やっぱりドングリが不作であるという情報、これは私どもも聞いております。今年については特にそういう話を聞いておりますけれども、クマも山にエサがなければ、もちろんエサを求めて人里に出てくるということになると思うのです。

今後の対応策や問題点のご質問でございますけれども、クマの出沒は捕獲活動の強化だけでは防ぐことができませんので、やはり放任果樹対策やクマを誘引してしまうような生ごみの放置にも問題があるのではないかと、こんなふうにも考えられますので、広く町民の方々にもご理解とご協力を頂戴したいと考えております。人里への出沒は今後も続く可能性が十分考えられますので、継続した対策が今後も必要になるものだと考えております。

なお、有害鳥獣はクマだけではございませんので、獣の種類に応じた対応を行い、国の交付金等の活用を考えながら検討して、効果的な対応を取ってまいりたいと思っておりますけれども、何より猟友会の皆様、そして実施隊の皆様本当にご苦勞をおかけしておりますけれども、ぜひご協力をいただかないと町民のみなさんの安心安全が守れませんので、こういった猟友会、あるいは実施隊の皆様方としっかりご意見を賜りながらクマ対策には臨んでいきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本修）ありがとうございました。町長の答弁でも、人里への出沒は今後も続く可能性がありますので、継続した対策は今後も必要になると考えますというふうな答弁をいただきました。

クマの出沒問題はさっきも話しましたように、今年で終わるとか、来年で終わるかということではなくて、先ほども言いました2022年、2023年、2024年と不作が続き、今年凶作ですから、山へ行っても私どもが見る限りで、ドングリとかそういった堅果類という堅いエサがやっぱり不足している。そうなると、イノシシとか他の動物も住宅街に下りてきて、やっぱり農家さんの農作物とか庭の柿とか栗をエサにするということが続いてくるのかもしれないし、やがてそれが慣れて山には帰らないというか、住宅地の近くにいればエサがあるというふうな感じを持つ個体もないとは限りませんので、ぜひ継続して対策を続けていただければと思います。

私が先日クマの出沒問題を近隣の町議会議員と意見交換をいたしたのですが、他の町村の町会議員から、「中之条町はとにかく対応が早い」と、「それはすごいね」というふうな、「うちの町では見

習う必要があるよ」というような形を言っていただきました。その迅速な判断と行動は非常に他の他町でも評価されていますので、町民として非常に誇らしい部分もありました。

これからも迅速な対応と積極的な行動でクマの出没問題や有害鳥獣対策問題は中之条町が他の市町村よりも先んじて取り組んでいると言われ、評価されることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山本修さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時55分とします。

（休憩 自午前10時39分 至午前10時55分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。先ほど同僚の山本修議員さんからクマの問題について質問がございましたが、私も関連して、特に捕獲に関することについて少々深掘りして町長にいろいろとお尋ねしていきたいと思っております。

広大で豊かな自然環境に恵まれた中之条町ですが、それに併せて身近に自然界の動物に接しており、それに伴いましていろいろな問題を抱えております。まず、本来有害鳥獣の捕獲は自治体が行う業務であり、捕獲にあたって狩猟免許が必要であることから猟友会のご厚意による協力により、中之条町鳥獣被害対策実施隊を編成し実施しておるところであり、猟友会の皆様に多大なご協力をいただいておりますことに対して感謝を申し上げる次第でございます。

これまでも多くの同僚議員が取り上げ、前回9月議会におきましても本日質問された山本修議員、佐藤力也議員のほうから、またこの後にも同僚議員からも質問が予定されております。改めて有害鳥獣に関わるることについてお尋ねさせていただきます。

初めに、有害鳥獣捕獲後における個体の処分についての認識、対応について伺います。クマの捕獲頭数につきましては、先ほどの同僚議員からの答弁にございましたが、改めて指定管理鳥獣でありますニホンジカ、イノシシ、クマについての近年の捕獲状況についても触れていただきたいと思います。近年、関係者の方々から最終処分について負担の軽減を求める声を伺っております。成獣の体重はツキノワグマは100kgから150kg程度、イノシシは100kg、またシカでも80kgほどになると言われております。

今年、秋田県においてクマ対策の後方支援ということで自衛隊に派遣要請がされました。県と自衛隊が結んだ協力協定には、駆除後の死骸運搬と埋却用の穴の掘削が盛り込まれております。このことから、課題の一つとなっているのが、駆除後の死骸の処理であることが伺えます。

さきの同僚議員への答弁において、駆除された個体の最終処分方法について、町長の答弁では、

現在はそれぞれが捕獲した固体を解体した後にごみ処理場に搬入していただき、焼却処理をしていただいておりますとの答弁をいただいております。あわせて、現在6か町村において新たなごみ処理施設の建設に向けて今取り組んでいるわけで、この施設に解体することなく搬入、焼却処理できないかということをご妻環境施設組合のほうへ要請をしたという答弁がございました。このことについては、どのような結果になったのかについても触れていただきたいと思います。

いずれにしましても、現状では実施隊の方に自ら対応をいただいております。大型捕獲動物の処理が実施隊の方々の方々の大きな負担となっております。捕獲後の捕獲隊のみなさんの処理の負担について、町長はどのように認識しておられるのかお伺いしますとともに、併せて改めて捕獲後における最終処分の負担軽減に向け、どのような方法を検討しているのかをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの獣の捕獲頭数状況についてでありますけれども、令和4年度から令和6年度までの過去3年間の捕獲状況につきまして申し上げます。まず、ニホンジカについてでございますが、令和4年度240頭、令和5年度261頭、令和6年度355頭、イノシシは令和4年度264頭、令和5年度291頭、令和6年度211頭、クマについてでございますが、令和4年度45頭、令和5年度76頭、令和6年度73頭となっております。

そして、9月定例会における一般質問の答弁におきまして、処理の関係で吾妻環境施設組合で新たに建設するごみ処理施設において、解体することなく搬入し焼却処理できないか研究していただくよう要請したと答弁をさせていただきました。吾妻環境施設組合の6か町村の首長会議のところでお話をさせていただき、環境施設組合では10月9日に富山地区広域圏事務組合を視察していただきました。その施設は、有害駆除した鳥獣を焼却処理するための専用の物でございます。建設費が約4億円ぐらい要するというお話を伺っております。

吾妻環境施設組合による今回建設を予定している新たな施設では、その火力等の処理能力からして、丸ごとの焼却は不可能であろうという報告をいただいております。また、郡内の各町村による捕獲個体の処理方法につきましては、個々による埋設が主であり、現在のところ大きな問題にはなっていないと、そんなような情報をいただいております。

いずれにいたしましても、先ほど福田議員のおっしゃるように、実施隊の皆様には本当にご苦労いただいておりますけれども、まずは捕獲者の方の負担につきましては、大型獣の処理は大変大きな負担となっていると認識をいたしております。令和6年度に捕獲したニホンジカ、イノシシ、クマの頭数は600頭を超えており、100kgを超える大型獣もあるため、相当の労力の負担になると想像いたしております。

また、議員お尋ねの負担軽減ということでもありますけれども、処理の方法については焼却と埋設を検討することになります。焼却につきましては、環境への影響が少ないものの、燃え残りを生じ

させないよう捕獲者の方に解体をしていただく必要がございます。また、埋設する場合についてありますが、大規模な埋設穴を用意して複数頭を埋設するという方法が考えられますが、悪臭、水源等の影響が懸念されるため、選定場所には調整と配慮が必要になるかと、こんなふうにも考えております。ほかにも動物専用の焼却炉や化成処理、捕獲個体をコンポストにする処理方法もありますが、コストや運営方法の点を考えますと、当町で実施するには現実的には難しいなというような状況でございます。

今後個体の処理方法につきましては、解体処理の方法やその施設、埋設及びその他の方法も含めて関係するみなさん、特に猟友会のみなさん、実施隊のみなさん等のご意見を賜りながら、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）答弁ありがとうございます。町長は現実的な対応ということを述べられましたが、新たな焼却場に4億を超える予算を投じて造るといのはなかなか現実、できればよろしいですが、非常に難しい案件かなと思っております。

そもそも新しくできる焼却施設というのはまだ随分先のことになりますよね。ただ、今この案件につきましては本当に喫緊の課題でございまして、非常に頭数も600頭を超えるというような状況を鑑みますと、早急に対応していかなければならないと思っております。その中で町長がお考えなのは焼却と埋設というようなことを考えているようなのですが、そのへんをもう少し具体的にお話をいただくとありがたいのですが。

と申しますのは、現在焼却の場合は町長が述べられたように、捕獲された方が非常に細かくして、処理場で焼却しているということなのですが、そのへんの手間が非常にかかるということなのです。そのへんも含めた解決方法をもう少し具体的にどのようなプランがあるのかお尋ねしたいのですが、お願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和12年に吾妻環境施設組合、ごみ処理場が新設されますが、まだあと5年ございます。クマの問題は今年から含めてまだその5年間は中之条町で対応しなければいけないというふうに考えておりますので、やはり埋設もありますけれども、できれば豚熱とかいろいろ病害虫もありますし、焼却するのが一番いいのかなというふうに考えておりますけれども、今のところは二通りの方法をしていただいておりますけれども、これも先ほど、今日猟友会長さんいらっしゃいますけれども、どうしても個体をばらす、解体する、この労力が年々きつくなってきていると。頭数も増えている。猟友会の方々もやはり年齢を重ねておりますので、そういう状況を考えておりますので、そのへんのところにつきましては、できれば全部埋設がいいのかということになりますと、やっぱり焼却もしっかり考えていかなければならないのかなと。ただ、解体するにあたっては、現状は大体ごみ袋ですか、あれに1つ入るぐらいですから、4つ、5つ、3つ、4つ、頭数のキロ数

によって違いますけれども、解体して燃え残りが生じないようにご努力をいただいておりますけれども、この労力について何とか軽減できないかということで、今各方面の情報を仕入れて、できればそんなに時間はかからずに、来年度の方向に向けて今検討をさせていただいておりますけれども、情報をまず取らせていただいて、これだというふうにはまだ踏ん切れない面もありますので、そのへんのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今情報を収集している段階だということなのですが、環境省で出しておりますガイドライン、「有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック」、これなんかを見ますと、焼却している所におきましては、一旦凍結をして、その後粉砕機にかけて直ちに焼却をしているという事例が多いようでございます。

私は、もしこの方法を取り入れるのでございましたら、衛生センターが休みの日もございますので、ぜひこういった冷凍施設を用意されまして、毎日受入れはできるという形にさせていただければよろしいかななんて思っております。そしてあわせて、中之条町にございます衛生センターには粗大ごみの粉砕機がございますよね。あるのです、粗大ごみの粉砕機が。ですから、そういった凍結をされた状態で他の所へ、そういう粉砕機にかけているということなので、それを利用されれば、非常に負担のかからない方法ができるのではないかと考えております。そのへん町長、いかがですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私もその情報はしっかり視野に入れております。情報も取らせていただいて、どういう自治体で、あるいはどういう管理組合でそういう方法を取っているかというのを、今情報も仕入れさせていただいて、それも視野に入れております。ただ、吾妻東部の大型粉砕機、私も何度も利用していますので、あそこの所で粉砕するのがいいのか、そういうこともちょっとまた相談もしなければなりませんので、そういった事例を集めて、福田議員の情報をいただいたことも十分視野に入れた中で今は考えていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ありがとうございます。ぜひ負担の軽減という視点に立って、検討を願いたいと思います。捕獲するほうにおいては、有資格者でないと捕獲はできません。ただ、その後の処理についてはそのへんの制約はないわけでございますから、ぜひ負担の軽減に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、それはたぶん早くても来年のことになると思いますので、本当に喫緊の課題でもございますので、もう1つ町長に提案させていただきたいことがございまして、さきに紹介したマニュアルを見ますと、アンケートによりまして、全国のほぼ7割の自治体、複数回答のアンケートによるのですが、7割の自治体は埋設処理しているということなのです。

それで、その中の事例として、コルゲート管を地中に縦に埋めまして、そこに微生物による残渣を分解処理する菌等を投入しまして、そこに野生鳥獣を入れると。入れてそれがいっぱいになったらそれを引き抜いて、違う場所でまたやるというような方法を、岩手県、山形県、和歌山県、千葉県、兵庫県の県で既に行われているようでございます。この方法であれば、本当に費用はかからない。100万円以下でできるようにございますので、すぐにでも対応できるかと思えます。町有林につきましても、私がざっと見てもあのへんはいいなというところがありますので、こういった早急に対応できる方法も検討をいただきたいと思っておりますが、町長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご意見として承っておきますけれども、精査するべきこともあろうかと思えますので、今ご提案いただいた情報等については、お伺いしておきまして、また担当のほうでちょっと情報収集をさせていただければと思います。

あまり時間をおくなどという話でありますけれども、そういうことについては私どもも十分認識をしておりますけれども、いろいろな問題等についてやっぱりクリアしていかなければならない問題もあると思えますので、そのへんはご理解いただきたいと思えます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）このマニュアルについては、担当の課長さんもお存じのようなので、この案件についての調査等も十分していただきまして、本当に早急に対応できることから、費用もあまりかかりませんので、取り組んでいただければと思っております。そのへんはぜひよろしく願いいたします。

次に、有害鳥獣駆除実施隊の隊員の方の負担に見合った処遇に関することについてお尋ねさせていただきます。大型の獣相手に対峙した際の危険についてお話しさせていただきます。町長も十分承知しているかと思えますが、私もちょっと調べてみて、これは本当に危険な業務だななんて思いましたので、ちょっとここで詳しくお話しさせていただきたいと思えます。

6月に徳島県で男性2人がイノシシに襲われて死亡する事件が発生しました。また、9月には岐阜県でわなにかかって3発命中したクマに襲われる事件が発生しておりますし、群馬県でも今年11月15日に藤岡市の男性が撃ったクマに襲われて重傷を負う事故が発生しております。いずれのケースも猟友会の方が関係した事案でございます。警察官の殉職者の数が年間10人程度ということなのですが、私も猟友会の方の本当に危険、命に関わるような非常に改めてすごい仕事をなさっているのだなと痛感した次第なのですが、私が非常にたまげたのは日本史上最悪の獣害被害事件と言われているエゾヒグマが開拓民の集落を2度にわたって襲撃して、死者7人となった三毛別ヒグマ事件というのがございまして、この時は10発以上の銃弾を浴びながらも抵抗を続け、最後に頭部に決定的な一発を撃ち込まれてようやく絶命したという、非常にすさまじい事案が報告されておりますし、猟友会の方に聞きますと、クマは心臓を撃ち抜かれても向かってくるそうなのです。脊髄でも

射抜きしない限り、その場で制止することはできないと聞いております。わなに掛かったイノシシやシカも非常に凶暴化をして、ワイヤーが切れたり、足を千切って逆襲に向かってくることもあるそうです。さきに紹介した徳島での男性2人がイノシシに襲われて死亡したというのも、たぶんこのケースだと思っております。クマやイノシシの突進速度は時速50kmに達すると言われておりまして、これは100mの世界記録よりも速くて、10mを1秒もかからずに突進してくる速さなのだそうです。

また、銃の取扱いでは、私はテレビを見ていてよく猟友会の方が銃を抱えている映像を見るのですが、発射直前まで、獲物が飛び出す状態になるまでは弾を装填してはいけないことになっているのだそうです。しかも、発砲するについては弾丸を止めるバックストップの確認、弾が跳ね返ることの可能性のある場所に向けて発射してはならないことや、周囲の状況、また時間、場所などに厳しい規制があって、瞬時に極めて難しい判断を求められているということなのだそうです。特に昨年市の要請でヒグマ出没現場において警察官、自治体職員のいる中で駆除を行った事案で、発砲した後に鳥獣被害対策実施隊の猟銃所持許可の取消処分が出された北海道砂川ハンター猟銃訴訟判決で、高等裁判所において逆転判決が出た後、町内のハンターのみなさんに限らず、全国のハンターの方々に非常に動揺と不安が広がっております。

こういった中で、先ほども同僚議員の中の答弁でございました、いち早く中之条町では住宅地などの生活圏に出没したクマ、イノシシを市町村が銃器を使用して捕獲等ができる緊急銃猟制度のマニュアルを制定していただきましたが、今年規制改正されて編成された秋田県や岩手県に設置された警察のライフル部隊でさえ、クマ駆除の出勤はあったのですが、まだ一発も発砲には至っていないのです。

このように、非常に命に関わる危険で、なおかつ難しい判断が要求される業務に従事されているハンターの方々に対しての認識、また業務内容にふさわしい処遇が行われておるのかについてお問い合わせいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員にはいろいろつぶさに過去の事例等をお話ししていただき、本当にありがとうございます。私も再認識をしたいと思いますけれども、そういう事案が今年に限っては、今までもあったのでしようけれども、特にひどいと。災害であるというふうに言わざるを得ないほどのクマの出没状況、あるいは人的被害、農作物も含めまして。特に本当に命をかけながら町民のみなさんの生命、財産を守っていただいた猟友会のみなさんにおかれましては、本当に危険と隣り合わせ、こういった作業をしていただいております。特にわなをかけたからいいのではなくて、毎日毎日猟友会のみなさん、実施隊のみなさんは本当に朝に晩に見にいていただく。この労力についても本当に頭が下がる思いで、本当に心から感謝をしたいと思います。

藤岡のほうでもあった猟友会のみなさんが一生懸命やったのだけれども事故が起きてしまった。

こういったことは、やはり猟友会のみなさんにも少なからず恐らく心の傷になっているのだというふうに思いますし、中之条の猟友会のみなさん方も本当にすごいプレッシャーの中で従事をしていただいているのだというふうに思っております。

そういった中で、やはり猟友会のみなさん方のそういった負担もありますし、あるいはその処遇はという、今福田議員からもお話もございました。これは今お話し申し上げましたけれども、死亡事故も含めて、10月には沼田のスーパーにもクマが入って、たまたま人的被害はなかったのでしょうか、みなかみの町長に聞きますと、もう5人ぐらいの人的被害があったというふうに聞いております。そういった中で、我々もいろんな自治体の報酬については、それぞれの自治体で報酬が違いますけれども、そういったことを考えれば、しっかりそれに見合ったような、全部が全部満足とはいきませんが、そういったことについての検討はしっかりしていかなければならないだろうと、こんなふうに思っております。ぜひこれからもそういった危険と隣り合わせでも町民のみなさんの生命、財産、身体、命を守っていただく、こういう駆除隊のみなさん、それから実施隊のみなさんにはそういった形でこれからもご協力をいただくということを念頭におきまして、我々といたしましてもそういった処遇についてはしっかり検討させていただきたいと思っております。

一昨年ですか、猟友会のほうからご要請がありまして、小動物なんかにつきましても、今までなかったものを創設してくれないかと、一生懸命見回っているのだからということで、その補助金なんかも創設をさせていただいたり、本当にこれからも一生懸命やっていただく方々については我々もしっかり支援をさせていただきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）これは通告していなかったのですが、もしお答えできればということなのですが、担当課長にお尋ねいたしますが、現在の捕獲の奨励金というのはどのような金額になっておるのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）議員のご質問にお答えいたします。

実施隊の報酬につきましては、各自治体で取扱いが異なっております。危険性や専門性に比べて十分かどうか議論が分かれるところがございますが、中之条町につきましては、捕獲の頭数に応じて実績に応じた奨励金を払うというようなスタンスになっております。

具体的な金額を申し上げたほうがよろしかったでしょうか。ちょっと資料を出します。

まず、イノシシでございます。1頭なのですが、2万3,000円でございます。また、ツキノワグマでございますが、1頭1万5,000円でございます。シカについても1万5,000円でございます。イノシシについてなのですが、この2万3,000円というのは、ICT加算と言って、わなについているセンサーなどを使っておりますので、その加算が8,000円ほどついているということで金額が少し高くなっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今お聞きしますと、中之条町は他の自治体に比べれば、若干ですが金額も多いかなと思っております。また、先ほども町長答弁の中でも、この処遇については見直しをしていくというような答弁であったと理解してよろしいでしょうか。

と申しますのは、すみません、町長のお話にもありましたが、わなだとか、おりを掛けた時には取れなくても1日朝晩2回は巡視に回らなければならないということもございまして、本当に獲った獲物にかかわらず、それに付随している業務というのも非常にありますし、またクマの出没した時の目撃情報等が役場から案内された際には、地元の猟友会の方にも連絡が行って、その現場へ行っていただくというようなことになっていると伺っております。そうした部分には何の報酬も払われていないと私は認識しておりますので、その点も含めて、ぜひ再度この処遇については見直しをしていただきたいと思います。町長、どうでしょう、改めて。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今福田議員からご指摘ございましたように、捕獲した物、個体に対しての補助金を今農林課長のほうから答弁させていただきました。それも若干ではありますが、他の町村よりは多少高いのでありますけれども、確かに課長の答弁でも話しましたけれども、クマが出没したと、そこへ行ってもらいたい。行ったのだけれどもという、それについては今言うように報酬とか、そういう物は無いということも含めて、全体的にちょっと精査をさせていただいて、支援について検討をさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ぜひそのへんも検討を願いたいと思います。先ほど同僚議員への答弁にもございましたが、中之条はこの分野においては他の自治体から先事例として注目されていることもありますので、ぜひ町長、しっかり考えていただきたいと思います。お願いします。

さて、最後に、役場職員の方を迅速な初期対応、専門的知識の取得と継承、地域との連携強化、担い手不足の解消のために有害鳥獣駆除隊に採用すべきであるということについてお伺いいたします。担当の職員におかれましては、今非常に熱心にフットワークよく取り組んでいただいております。重々承知しておりますが、しかし有害鳥獣駆除のほうは駆除隊にほぼ丸投げという状態でございます。今後は、役場職員の方に迅速な対応をしていただくため、また被害発生時に機動的かつ組織的に対応していただく体制づくりのためにも、職員の資格所持者を養成していただき、猟銃の委託管理も銃砲店が町内にはございますので、有害駆除隊に採用していくべきだと思いますが、このことについて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）まず初めに、福田議員にお礼を申し上げます。私どもの職員が一生懸命

命やっただいていてという認識をいただいております、本当に一生懸命やってくれていると私も町長として思っておりますので、職員にもまたそういうお話があったということは伝えさせていただきたいと思っております。

昨日のお話をさせていただきましたが、帰って新聞を見ましたら、12時半から1時間ばかりクマの追跡というようなNHKで報道の中でも、ある大学では若い人達が専門的にクマのことについてそういうことに従事したいというゼミの若い学生の話聞かせていただきましたけれども、やはり長期的に携わらないといけないのかなというような意見が学生の間からありました。やっぱり1年、2年で変わってしまうというのがありますし、長期的に私なんかはそういうところに携わりたいという学生諸君の話も聞かせていただきました。有害鳥獣に関しては、やっぱり長期的に考える部分もあるのかなと、こんなふうに思っております。

そういったところで、役場職員を有害鳥獣駆除隊に採用すべきではないかということでもありますけれども、令和7年、今年11月14日付でクマ被害対策等に関する関係閣僚会議で決定された、クマ被害対策パッケージに、狩猟免許を持つ自治体職員、いわゆるガバメントハンターについての記載がございます。政府が取りまとめた対策パッケージは、国民の命と暮らしを守り、国民の安全安心を取り戻すために策定されたガバメントハンター等の人材確保を支援するとしております。政府は、クマの捕獲に従事する職員等の育成、確保に注力しております。クマの駆除には狩猟期間以外、原則として町の許可が必要となります。許可を出す側の行政と駆除を実施するハンターが一体であれば、より素早い対応ができるということが期待できるとありますが、現在、当中之条町の農林課職員には銃を扱える職員がおりません。

議員がおっしゃる迅速な初期対応でございますが、担当職員は夜間、休日も携帯電話を離さず持ち、ハンターから連絡が来ればすぐに応答し、許可が必要であれば素早く対応できるようにしてございます。専門的知識の取得と継承におきましては、職員には異動がつきものでありますので、その中で自己研さんのため、わな猟免許や轟音玉研修を受け、追い払いをする職員はおります。自ら地域の一員として行っているものでございます。

地域との連携強化につきましては、現場確認に行くたびに実施隊の方とコミュニケーションを取るようしており、担当課として有害鳥獣対策に注力をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。今お話にありましたことについては、今後研究をさせていただければと、このように思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）自治体によっては既にこういった事に取り組んでいる所もあるようでございますし、職員の採用方法にはいろいろな正規採用以外にもいろいろな方法があるようでございますので、そういった点も含めてぜひ検討をしていただきたいと思いますと思っております。

それに関連して、今年10月30日、群馬県の山本一太知事が、自分も狩猟免許の取得を目指す

宣言されました。来年取るそうです。中之条町の元町長も取得されました。郡内の長野原町の町長も狩猟免許をその時一緒に取っております。また、さきの議員の答弁の中でもございました、川場村村長さん、その方も狩猟資格を持っております。鳥獣被害を減らすためにも、まだ若い外丸町長が隊長として先頭に立つべく、狩猟免許の取得をぜひ目指していただきたいと思っているのですが、いかがですか、町長。まだ若いのだから。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）お褒めをいただきましたけれども、私も既に65歳を過ぎていまして、高齢者の部類に入りますので、そういうことについては今お話しいただきましたけれども、お聞きさせていただきます。よろしく願います。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ちょっとくどくなるのですが、本当に中之条町は先進的に取り組んでいただいていることは私も重々承知しております。

ただ、最後にちょっとお願いしたいのですが、今年はクマに注目が集まっているのですが、日本全体で見ると今一番の有害鳥獣被害をしているのはシカなのです。シカは、年々生育範囲が広がって行って、しかもシカの被害というのは山間部の農作物に限らず、何を悪いことするかというと、山の中の植物を口の届く範囲を全部食べ尽くして、水害の発生の源になると、今言われているのです。私は、この問題がクマの後には必ず浮上してくると思っております。環境省もそう言っておりますので、間違いはないと思っております。

こういった中、ぜひこれからも一層の強力な有害鳥獣対策を講じていただきたいと思っております。このへんの決意を町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）シカに関しては、もう既に六合地区、あるいは嬭恋、中之条もそうなのですけれども、野菜を食い荒らす、そして野反湖にあってはシラネアオイを食べてしまう。行動範囲が、正確ではありませんが、相当広いと。生まれてから成育するのにも随分丈夫に育っていると。私も数量的には全部を把握しておりませんが、クマもそうですが、シカが増えているというのは非常に増えているのだと思うのです。私が住んでいる市城にももちろんシカが出てハウレンソウの芽を食べてしまうというようなことがありますので、クマもイノシシも人的被害が起こることはありますけれども、特に今年のクマの場合は死亡者、それからけが、そういうことがあまりにも全国的に多いということでもありますので、そういったことも含めてシカの増殖、増えている、これについてやっぱりしっかり注意をしながら、そういう情報を集めて、特に森林環境の関係の県の職員なんかとも話もするのですが、本当にシカが全国的に増えていますということでもありますので、しっかりとそのへんについては情報収集しながら今後の対応も考えていければと、こんなふうに思っています。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ぜひ強力な対応をしていただくことを祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり）それでは、通告に従いまして一般質問を行います。私は、2つ項目を掲げております。1つ、公共施設トイレに生理用品の配置を。2つ目に、職員、教職員の働き方について質問をいたします。

生理に関することについて、女性の負担軽減、それによって社会を形成する一員としてジェンダーについても深めていただければというような質問になります。生理用品をトイレに設置して欲しいという質問は以前にも行いました。女性の多くが生理によって悩みやストレスを抱えています。少しでも女性の負担を減らし、共に社会を構築する一員として、ジェンダーの違いを乗り越えていく必要が重要であると考えます。社会の中では、いまだに生理用品を持ち歩くのは女性のたしなみで、当然女性が負担するものだという根強い考えがあります。果たして本当に女性が負うべき負担なのか、社会によって押しつけられた価値観ではないのかと私は考えます。

これまで町内施設のトイレに生理用ナプキンを設置した事例はあるか、またその期間、総数など、詳細なことが分かれば答弁を願います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えをさせていただきます。

以前にも生理に伴う負担軽減対策の趣旨から、生理用品の設置の必要性につきましてご質問をいただきました。町でも検討する中で、災害時用の備蓄品である生理用品が更新時であったため、有効活用も含めて役場庁舎1階のトイレや保健センターに設置をさせていただいた他、学校にも配布をさせていただきました。試行的ではありましたが、庁舎においては現在は設置していませんが、一定の効果はあったと聞いております。常時ではございませんが、同様に取組を継続するなどし、今後も検証をしていきたいと考えております。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）防災備蓄品の更新時に設置していただいたということで、半年ほどだったかと思うのですが、一定使っていただいたこともあるということで、保健センターですとか、役場庁舎内の状況も聞き取りさせていただきました。やはり必要な時に当然そこにある、これトイレトーパーがなかったら非常に大変ですよ。やっぱりトイレトーパーと同様に当然トイレにあるということが私は必要ではないかというふうに考えています。

防災備蓄品の更新時ということでしたけれども、予算的にもそんなに多額な物でもないですし、高額な物でもないですし、数としてもそんなに多くの物を置くわけではないので、ぜひ今後検討し

ていただいて、その効果ですとか、使用していただいた方々の声なんかも聞いていただければというふうに考えています。ぜひこのへんのところは検討いただければと思います。

それでは、学校現場においての状況ですけれども、今現在は保健室対応となっていると思います。この備蓄品も保健室のほうに置いていただいているというふうに認識しておりますけれども、その状況、また児童生徒からの声などは聞いているかどうか、質問させていただきます。よろしく願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）それでは、山田みどり議員の質問にお答えいたします。

まず、不特定多数の児童生徒が使用する学校のトイレに、誰もが自由に使うことができる生理用品を置くことは、衛生面での心配や発育の違いによる不安などを助長してしまうおそれがあり、小中学生の発達段階では合わないとの見解から、現在もトイレには配置しておりません。

また、養護教諭から渡すことで中学校では生理周期や生理痛などについて相談する機会にもなることから、生徒が安心できる場面もあるようです。生理用品が保健室で受け取れることについて、小学校では4年生の初経に関する指導の際や、5年生の高原学校前に養護教諭から女子児童へ周知しております。中学校では、女子トイレの個室の壁面に月経に関して心配なことや困ったことの相談、生理用品が必要な場合は気軽に保健室を訪ねるよう掲示がされております。昨年度、生理用品を必要として保健室を訪れた管下の児童生徒は、小学校で7件、中学校で31件となっております。

ご質問の保健室対応に対する児童生徒からの意見等についてアンケートや投書箱の設置などを実施したことはございませんが、特段今でも児童生徒や保護者からも意見や要望はないとのこと。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）答弁いただきましたけれども、学校トイレに置くということは衛生面から心配だという、発育の違いによつての不安などの助長もあるというようなことも答弁されましたけれども、衛生面というふうに言ってしまうと、ではトイレトペーパーは衛生面としてどうなのか、ずっと設置されているわけですけれども。それから、生理用ナプキンってフィルムにくるまれていますし、実際に使う物はカバーされているわけなので、開かない限りは衛生面としての心配というのは、私はないのではないかなというふうに思います。

こういった問題で今各公共施設なんかは、そういった自動で出てくる、名前を忘れてしまいましたけれども、県の施設ですとか、あと学校の中でもそういうトイレで生理用ナプキンが無料で取れるというものがあるので、そういうことの設置なんかもぜひ検討していただければと思います。

学校での保健指導の目的で保健室対応をずっと続けているということですが、そのことについては必要な指導であるというふうな認識はしています。しかし、それは初潮ですとか、初めての生理ですとかの方の対応だとか、また相談したいという場合には非常に有効的であると思うので

すけれども、そうでない時もあると思うのです。すぐに必要なのに、生理になってしまったというときに、わざわざ1階の保健室まで行かなくてはならない。保健室に行ってもほかの児童生徒さんがいるかもしれないところに行って、保健室に先生ナプキンを下さいともらいに行かなくてはならない。これ児童や生徒の心理的負担というのは非常に大きいのではないかなというふうに考えるわけです。かえってこれが子どもの尊厳を傷つける可能性があるのではないのでしょうか。そういうことを踏まえても、ぜひこのところの教育長の見解をお聞かせいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）衛生面についての関係については、また今後検討してまいりたいと思います。

子ども達の保健室へ取りに行くという中で、そこに他の子ども達がいたら、そういうときに言い出せるかどうかという心理的不安、負担というようなこともあると思いますけれども、そのへんのところでそれがどうにか払拭できるような対応等をまた考えていければというふうに思いますし、また中之条小学校、中之条中学校においては保健室に養護教諭が1名ずつおりますし、また養護教諭の補助が1名ずつ配置しておりますので、複数配置になっておりますので、そのへんのところでぜひそういうような心理的負担がないような対策は取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）子ども達の尊厳を傷つけないためにも、ぜひそういった心理的な負担がないように検討していただきたいというふうに思います。

女性の体がなぜそうした周期で生理が来るのかとか、そういったことを保健指導の目的で女子生徒に行っていると思いますけれども、男子生徒についてはどのように伝えているのでしょうか、質問します。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）女性における初経などの性教育に関して、学校でどのような指導がなされているかということですが、まず学校における性に関する指導については、体育課や保健体育課の教科で実施する内容と、特別活動として実施する内容があります。学習指導要領では、小学校3年生から行うことが定められております。初経や精通などに関しては、小学校4年生で行われる体の発育、発達の中で、男女分けることなく全員で学習しております。しかし、生理に対する具体的な手当や処置の方法など、内容によっては男女別々に指導が行われております。中学校では、改めて生理に関する内容を取り上げた指導は行われてはおりませんが、性に関する指導については、全ての学年において男女分けることなく行われていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）保健指導として、今4年生の学年から分けずにこういったことを知る機会として授業を行っているという答弁がありましたけれども、保健指導としての性教育というのは、私は早い段階で学ぶ必要があると考えています。セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ、性と生殖に関する健康と権利ですけれども、自分の性の自認ですとか、また子どもを持つことや持たないこと、自分自身が決定できることです。そのためには避妊の方法であったりだとか、不妊治療について知ること、生殖器のがんや感染症の予防、治療について知ることが大切であると、こういうことも産婦人科学会でも推進委員会が置かれております。こうした点を見ても、包括的性教育というのは必要であって、年齢に応じた段階的な、4年生に区切っていますけれども、アメリカ、欧米などでは非常に早い段階で年齢に応じて、もちろん必要な段階があると思いますので、教育が必要であると。そのところを学ぶ機会がないままに、センシティブな内容であるとして触れる機会が少ないままだと、違った認識だとか、思い込みで理解したつもりになってしまう。今はインターネットの環境も非常にありますから、子ども達がそういうことを情報収集するということが可能になっています。これは、正しい情報であればいいですけれども、フェイクとか、そういったその情報というのが非常に蔓延しているような状況の中で、やっぱり子ども達がしっかりとした知識を持つということは、正しい情報を持つということは非常に大事であるというふうに思います。こういった互いの違いを認め、共に支え合う心を育むことが、男女とのそういった社会を形成する相互理解につながると考えます。

また、この目的は子ども自身が自分が大切であると認識することにあると思っています。学校現場での対応については、このことも踏まえてぜひ今後検討していただきまして、生理に関すること、非常に本当に悩んでいるお子さんとか生徒さんいらっしゃるとお思いますので、ぜひこういったことも正しい認識の中で知識をしっかりとつけていただいて、生理の困ったときにそういうふうにも使える、トイレに設置してあるという安心感を持たせていただければというふうに思います。今後検討していただきたいというふうに思います。

続いて、ジェンダーギャップ解消のために女性が働きやすい環境をつくる必要があると思いますが、町長の見解をぜひお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ジェンダーギャップについてのお尋ねをいただきました。男女共同参画局が公表している男女共同参画に関する国際的な指数によりますと、日本のジェンダーギャップ指数は148か国中で118位のように、教育や健康の値は世界トップクラスである反面、政治や経済の値は低いという結果でございます。特に経済という点では、同一労働における賃金の男女格差や、管理的職業従事者の男女比などが含まれると思われまますので、そういった点では日本ではまだまだ男女格差が分野においては生じていると言えるのではないかと考えております。

当町では、法令に基づいた給与やサービス体系を原則としておりますので、基本的には男女格差はな

いと考えておりますが、管理的職業従事者、役場で言えば管理職になるわけですが、女性の管理職、課長、次長、所長は現在6名ございます。男性に比較すると少ないということになります。ただし、女性職員の場合は、保健師、看護師、栄養士及び保育士など専門職の割合が多いため、管理職的な役職が限定されてしまうという点がございます。あわせて、職務上、体力的なことや危険度、夜間勤務が必要などの理由により、男女で差異が生じる部署もございます。一方で、男女を問わず管理職を望まない働き方を選択する職員もおりますので、単に数字だけにこだわるのではなく、周囲の職員の理解や配慮が促される組織づくりが理想であると考えております。

人口減少に直面する中で、貴重な労働力であり、現に各方面での女性の活躍が経済全体の活性化につながっておりますので、官民間問わず女性が働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ご答弁いただきましたけれども、やはりジェンダーギャップでいいますと、なかなか女性が活躍するにはまだまだ困難な場面が多いのかなというふうに考えます。職務的に女性が多い職場というのが、ばらつきがあるというのは私も認識しております。やはり女性がそういうふうに活躍、いろんな各課で活躍できるということが本来は非常に大事ではないかなというふうに思いますので、働きやすい職場づくり、環境づくりというのをぜひ進めていっていただきたいというふうに考えます。

男女格差が生じている現状で、解消に向けてどのように考えていくのかというのは、管理職に従事されている方は特に認識を新たにさせていただきたいと考えていますけれども、特に今回質問では生理に関して質問をしておりますけれども、労基法68条で、生理日の就業に著しく困難な女性が休暇を請求した時に、その者を生理日に就業させてはならないというふうにされています。現状ではこうした生理休暇というのが取れているのかどうか、現状をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）生理休暇の取得状況についてのお尋ねでございます。女性が働きやすい職場体系を確保するため、生理休暇等に限らず、制度的に措置されている物につきましては、可能な限りその対応に努めております。ただし、他の制度と異なり、生理休暇に関して申し上げますと、女性職員に対し周知はされているものと考えておりますが、取得者数は少数でございます。議員おっしゃるように、女性職員がちゅうちょすることなく、ごく普通にこういった休暇を取得できる環境づくりも、女性が働きやすい職場体制の確保の一環だと考えておりますので、職員間の理解や協力体制を図っていく必要性を強く感じております。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）実際に労基法で定められていますけれども、この生理休暇というのを実際に取れている方、本当に少ない、すごく少ないのです。これ中之条だけではなくて、全国的にも非常に

少ないということを調べました。そういう結果がありました。

やっぱり取りづらい環境にあるというのは、やっぱり私は生理ですって宣言して休むようなもので、非常に女性からしたら、何でそんなことを宣言して出さなければいけないのだろうと、これは先ほども言った尊厳というか、そういうところを踏まえても非常に取りづらい、今の取る仕組みとか、取りづらい状況になっているのです。これを変えていただきたいというふうに思うのです。

これも産科学会の中の動画の中にありましたけれども、今民間の企業では生理休暇という文言をヘルス休暇というふうに変えて、これ女性だけではなくて、男性も非常にしんどい時があったりだとか、大変な時がある。男女問わずヘルス休暇という形で休暇を取るというような、そういうことも進めているところもあります。民間ではそういうこともやっているということなので、自治体の中でそれがどういうふうになっていくかはあれですけれども、検討していただきたいと思うのですけれども、やっぱりこういう環境を一つ一つ変えていって、みなさんが本当に気持ちよく働ける環境づくりというのが今後大事なのではないのかなというふうに思いますので、ぜひ検討いただければというふうに思います。

次の質問に移ります。公共施設におけるトイレの数についてですけれども、トイレの男女比について。女性はトイレに行列が生じていることが報道され、政府が設置基準について格差を是正するとしています。町内の施設のトイレの状況についてどのようになっているか、答弁ください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）公共施設におけるトイレの数についてでございますけれども、主な町所有の施設のトイレ数でございますが、庁舎や文化施設、観光施設や体育施設などで、来客者が多い施設やイベントなどでの利用頻度の高い施設で申し上げますと、まず役場でございます。保健センターは除きますが、5か所、六合支所が3か所、ツインプラザが5か所、バイテック文化ホールが6か所、ふるさと交流センターつむじが1か所、道の駅霊山たけやまが4か所、道の駅六合が1か所、中之条ガーデンズが12か所、花楽の里が1か所、総合体育館が1か所でございます。

ご指摘のように、町のイベント等で女性のトイレが混雑している様子を目にする機会もございます。トイレの構造上、男性トイレでは小便器の数も多く、そういう意味では短時間で済ませられるため、混雑しにくいかもしれません。特に大規模なイベントでは、必要に応じて仮設トイレを準備をする場合もございますが、女性の場合は仮設トイレを敬遠し、常設トイレを利用したいという心情的なこともありますので、配慮は必要だというふうに認識をいたしております。

○議長（安原賢一）それでは、ここで暫時休憩とします。再開は1時とします。

（休憩 自午後零時01分 至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）5番、山田さん、お願いします。山田さん

○5番（山田みどり）公共施設におけるトイレの数について答弁をいただきました。女性トイレの滞在時間というのは、男女で比べましても非常に長く、圧倒的に数が現状不足しているというのは明らかだと思います。トイレの状況を聞き取りしていると、高齢者はやっぱりしゃがむという、和式トイレが非常に使いづらいということで、使用を避けることもあるということで、庁舎の3階、先ほどトイレ入ると、和式はみんな避けて洋式だけが埋まっているような状況だったので、やっぱり数ももちろん見直しを必要とするのですけれども、多くの方が集まる施設でのトイレに関しては、ぜひ和式トイレの所も検討いただければというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど答弁をさせていただきましたけれども、各施設におきまして男性用、女性用トイレを問わず、和式トイレが併設されているのが現状でございます。例えば役場庁舎では、今山田議員おっしゃったように和式トイレがございますし、過去にはトイレを更新する際に、和式トイレを残して欲しいという要望もあつたと聞いておりますけれども、時代とともにトイレ事情も変化し、また来庁者も洋式トイレを利用される方も多いというふうに感じております。施設によっては構造的な事情も勘案する必要がありますし、また予算などの必要もありますので、早急に全部ということではできませんけれども、やはり順次そういう要望についてもお応えしなければならないと思いますし、故障や更新時に合わせて対応していければと、こんなふうにも考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）多くのイベントとかでたくさんの方が集まるトイレに関しては、トイレの増設ですとか、洋式化ということも必要になってくるかなと思います。ただ、既存の施設でそれを洋式化したりだとか、数を増やすとなると本当に大規模な工事を伴うこともあります。配管の所もやっていかなければいけないとなると、ちょっと工事費がかなりかさんでしまうこともありますので、十分検討をいただいて、更新時に検討していただくということですが、合わせていただければというふうに思います。

あわせまして、学校のトイレの状況についても、今どのようになっているか、お聞かせいただけますか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）お答えします。

各小中学校の児童生徒が使用するトイレの大便器の設置数についてお答えします。まず、中之条小学校には9か所に67基が設置されており、うち62基、92.5%が洋式化されております。次に、六合小学校は5か所に19基設置され、うち15基、78.9%が洋式化されております。次に、中之条中学校には11か所65基設置され、全て洋式化されております。最後に、六合中学校には3か所に6基設

置され、全て洋式化されております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）学校の状況も併せて答弁いただきました。学校はほとんど洋式化されているということで、一部感染症のこともありまして、保健師の方のアドバイスもあって和式を残しているということもお聞きしておりますけれども、今後子ども達の使用状況ですとか、それを併せて更新時に、これも更新時ですけれども、検討いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

先ほどからトイレにまつわる、生理用品のことも含めてですけれども、質問をさせていただきましてけれども、やはり女性という性によって負担が生じていたりだとか、お困りごとがあったりだとか、それがなかなか社会の中に、また男性に理解されていないというところで、やっぱり社会がしっかりとそういうところを認識して、共に社会をつくっていく一員として、ぜひそういった負担軽減も含めて広い視野で質問させていただきましたけれども、検討いただければというふうに思います。

先ほど私が言葉が出てこなかったのですけれども、県庁の所の公共施設に置いてあるのが、オイテルという箱形の生理用品、ナプキンが自動に取れるものですので、ぜひ検討をいただければというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。町の人口減少の課題に対しては様々な策を講じて、デジタル推進や交流人口、関係人口の増加を図っております。町の事業や課題というのは非常に増加しています。事業を執行するにあたっては多くの職員の力によって成り立っていると思います。職員のみなさんの頑張りによるもので、本当にここ最近では多くの町民に親しまれているビエンナーレですとか、これから日曜日に行われますまちなか5時間リレーマラソンですとか、また中之条ガーデンズの催しなど、多岐にわたる行事に多くの職員のみなさんが時間外、もしくは休日などで出役していただいて、非常に事業を盛り上げて成功に導いていただいているというふうに思います。出役している現状、今どのくらいの職員のみなさんがそれに関して出られているかという状況をお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員もご承知のとおり、当町では年間を通じて多くのイベント等を開催しております。特に大規模なイベントにつきましては、地域の方や関係団体のみなさまなど、多くのボランティアの方にもお手伝いをいただいております。職員につきましても、課の枠を越えて応援をする場合もございますし、事業によっては各課に職員の人数を割り振りし、協力をお願いする場合もございます。

大規模な行事を例に挙げますと、先ほど議員もご指摘いただきました本年度開催をいたしました

ピエンナーレでは、土日、祝日、平日を問わず、期間中主な会場に各課から職員の協力をお願いしておりますし、同様に今月7日に行われますまちなか5時間リレーマラソンでも多くの職員に協力を依頼しております。その他、ガーデンズでは繁忙期のバラのシーズンや産業文化祭などでも駐車場係など職員の出役を依頼している状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）職員のみなさん、そしてボランティアのみなさんなくしては本当にできないというふうに思います。本当にありがたいことだなというふうに常々思っているところがございますけれども、そういった状況の中で、しかし慢性的な人手不足というのが、今どこの所でも言われておりますけれども、職員がそのことによって負担が生じて、事業によっては職員の負担が非常に多く生じているのではないかなというふうに思うのですけれども、負担軽減に関しては見直しが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど答弁させていただいたとおり、大規模なイベント等では課の枠を越えた協力体制について理解し合いながら、職員一丸となって取り組んでおりますが、そのイベントを所管する課や係の職員はどうしても業務量が多くなってしまいます。また、大規模なイベントではなく担当課内で完結するような行事であっても、休日の開催が中心となるので、業務量の増加が生じております。

一方で、イベントなどの行事に限らず、通常業務であっても大きな制度改正や突発的な事務事業など、業務量が増大する場合もございます。慢性的な人手不足は、各課からのヒアリング等で把握に努めておりますけれども、定数管理や人件費の抑制など、相対的に捉える必要もございまして、事務事業の見直しも安易に行われるものではないため、課題があるのは現実でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）事業をするにあたって、やっぱり人件費の抑制というのでしょうか、そういう人件費が財政の多くを占めていることから、抑制させるためには職員に頼らざるを得ないというのが事情であるということは非常に分かります。確認しました。

しかし、また多く出ているボランティアのみなさんというものと、職員というのは非常に違う役割がありまして、ボランティアは社会に貢献するために自発的に活動しているということ、また公務員は国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行のために全力を挙げ、これを専念しなければならないというふうにされております。自発的なものと職務としての違いがあって、そこには職員の中で当然行われなければならないという職務としての負担というのがあるのではないかなというふうに懸念があります。各課に与えられた業務以外にこうした出役が増加してしまいますと、通常の業務にも支障が出ないかなというふうに考えます。もちろん簡単に事業を無くすと、

そういうことはできませんし、今ある事業、みなさんに楽しんでいただきたいとか、経済的な効果が非常にあるとか、いろいろな相乗効果がたくさんある中での事業ですので、そのところはいろいろ見直しの部分としては負担の軽減を図っていただければというふうに思います。ぜひこのへんのところを検討いただければというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山田議員おっしゃるように、中之条町の職員のみなさんは本当によくいろいろな業務に精力的に取り組んでいただいております。その負担も大きいなというふうには常々感じております。そういった中で会計年度任用職員のみなさんを採用したりして、負担軽減を図っておるのですけれども、やはり町民のみなさんの満足度向上、こういったこともやっぱり考えて行かなければならないということになりますと、非常に正職員に掛かる負担が大きくなってくる、これは実際現状でありますので、そういったことも事務的、あるいはイベント的なものも勘案しながら、職員採用、あるいは会計年度任用職員の方の採用等も考えながら、少しでも負担軽減をしながらでも町民のみなさんの負託にこたえられるような、そういった業務遂行をしていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ぜひ軽減をしていただきますよう考えていただければと思います。

今様々な職業がある中で、それでも公務員を選択して公務員として働いて、役場で働いていらっしゃる職員のみなさんがやっぱり長く続けていただいて、やりがいを持って勤めていただくよう、業務量だとか、職員の配置も含めて、今後ぜひいろいろところで配慮いただければというふうに思います。

続いてですけれども、今度は教職員の休憩時間についての質問をさせていただきたいと思います。9月議会の中で、教職員の働き方について質問をさせていただきました。労働時間の超過の改善とか、時間外を減らすなど、業務負担を軽減するための取組を聞かせていただきました。今回は、教職員の休憩時間が十分に確保されているかどうか、今現状についてお聞かせいただければと思います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）お答えします。

教員の勤務時間は1日7時間45分であるため、労働基準法の定めにより、少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないとされております。各学校ごとに休憩時間を決めており、例えば中之条小学校では、学級担任を受け持っている教員は13時40分から14時の20分と、16時10分から16時35分の25分の2回に分けて取っております。中之条中学校では、給食指導を行う教員は13時10分から13時30分の20分と、16時05分から16時30分の25分の2回に分けて45分の休憩時間が設定されております。

このように休憩時間は決められておりますが、現実的には子ども達が学校にいる間は子ども達と

一緒に活動したり、学校内に教職員が休憩できる場所がなく、職員室の机で休憩せざるを得ないことから、結果的に子ども達への指導や様々な資料の作成、行事や授業の準備などを行っている様子も見られます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ご答弁いただきましたけれども、1日7時間45分ということですが、休憩時間45分と今聞きまして、あくまでこれは労基法によるもので答弁されていると思うのですが、現状はもっと長い時間学校に滞在されて勤務されているのではないのかなというふうに思うのです。これは文科省の勤務実態調査集計では、週の平均時間というのが50時間は約ですが、平均で超えていると。1日の平均時間というのが10時間が一番多くなっているというのが現状です。

こういうことから、中之条だけはそんなことはなく7時間45分ですということはないと思うのです。実際、私も学校での様子を見させてもらおうと、かなり長い時間学校に滞在されて、子ども達に向き合っ先生がおられるということで、実際のところはこういうふうに教育長も答弁されたけれども、休みを2回に分けないとしっかり取れないという現状にあります。これはやっぱり労基法に合わせても非常にまずい状態なのではないかなというふうに思うのですが、これ改善に向けてというのは、どのようにすればしっかり休憩が取れるようになるのかというのは、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）2回に分けて45分ということですが、全員の職員が45分間一斉に休憩時間を取ったとすると、その間に子ども達は誰が見るのかというような状況が生まれてきます。その時に何かが起こった時に、私たちは休憩時間ですというふうに誰も行かないという、管理職が行くしかないというような状況が生まれてきます。そのため、2回に分けて半分は子ども達が見られるように、半分は休憩してくださいと。また逆の場合もあると思うのですが、そんな状況で2つに分けて休憩時間が、県内の学校ほとんどそうだと思いますけれども、そんなふうにして取られているというような状況であります。一応そんなところで、形上は45分は取っているというふうなのが現実であるというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）非常に答えるのにあれだと思うのですが、もちろん一斉に休憩取るということは難しいと思います。学校の教育現場上はそういう事はできないというのは十分承知しているのですが、45分の休憩ですらそういうふうに回数を分けて取らざるを得ない現状であるというところで、休憩時間と言いながら、実質は25分とかというふうに分けてやっても、生徒が来たりだとか、何かあればそれにすぐ対応しなければいけないということで、休めた気には全然な

れないですね。

同じ公務員でも、役場の職員さんはお昼になればその持ち場から離れてお昼休憩取って、職場から離れることもできる。でも、学校の教職員のみなさんは学校から離れることもできないわけです。それで、そういうような状況の休みを取らなければいけないという、こういう現状は変えていくためには、十分に取るためには職員の配置、定数、これをやっぱり見直していくということが、私は十分休みを取るにあたっては必要だと思うのです。これは、もちろん町ができることではないです。県の配置基準もありますし、これは国に対しても求めていかなければいけないのですけれども、圧倒的に人手不足という部分では、職員の配置、定数に関して見直しが必要だということを国に対しても改善に向けて求めていく必要があると思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）山田議員のおっしゃるとおり、職員の数が多ければ多いほど学校にはゆとりができて、子ども達を一人一人見られたり、また教育の向上も図られるのかなと、そんなふうに思います。おっしゃるとおり県、または国が配置しますので、町一町村が県費と同じ先生方を増やすというのは非常に難しいところがあるのかなと、そんなふうに思います。

そんな中で、給特法なんかも改善されて、一律4%から5%へ、5年後には10%へというような流れになっていますけれども、給特法が出来たもともとは教員の仕事の特特殊性というようなのがあって、一般の公務員と違うというようなところで給特法が成立されたのだと、そんなふうに理解をしております。そんな中でも、そこにちょっと手は、つなげてはいるのですけれども、その中でもやっぱりそれが果たして本当にうまくいくかどうかというようなのは、まだやってみないと分からないし、疑問な点多々あるのかなと、そんなふうに思います。何とか職員の数が増えるよう要望はしますけれども、かなり厳しい状況かなというふうに、基準が決められておりますので、そんなことをご承知いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ぜひ教育長には様々な所でそういった発言をしていただきまして、本当に現場で働く教職員のみなさんの日頃の大変さも十分に承知されているというふうに思います。

9月の議会でも申し上げましたけれども、やっぱり教員の成り手が非常に少なくなっている。やっぱりそういう現場を一つ一つ変えていく、給特法もそうですけれども、変えていく。数字だけ変えただけでは現状の大変さというのは変わらないのです。なので、ぜひそういうもともとの根本の原因、いろいろなものをやっぱりしっかり見つめて改善していくことが必要であるかなというふうに思いますので、ぜひいろいろな所への働きかけを求めまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

○

◎ 散 会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の5日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（散会 午後1時21分）

令和7年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和7年12月5日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和7年12月5日午前9時31分						
	散会	令和7年12月5日午前11時27分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//	10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//	11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//	12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//	13番	劔持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//	14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//	15番	安原 賢一	//	//
	8番	大場 壯次	//	//				
会議録署名議員	2番 福田 公雄		3番 山本 修		4番 割田三喜男			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		小板橋 千晶		書記		林 沙晶	
	議事書記		割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	劔持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和7年12月5日午前9時30分開議)

第1 一般質問

○

◎ 再開前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第1回定例会12月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと、録画、録音をされるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

○

◎ 再 開（午前9時31分）

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑、質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うとされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで合わせた時間で60分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、2回目が残りの5分、3回目が残りの1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し議長の許可を得て、論点または争点を明確にするために反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指し、議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）それでは、事前の通告に基づき、本日2点について一般質問をいたします。1点

目は、昨日の一般質問でもかなり踏み込んでやり取りがありましたし、私の後にも関連する質問があると思いますが、クマをはじめとした野生動物と住民の生活との関わり合いについて伺います。2点目は、再生可能エネルギー活用のための太陽光発電パネルの状況と今後について質問をいたします。どちらの問題も中山間地にある中之条町における私達の暮らしにとって非常に大きな影響を及ぼす問題であり、長期的視野に立って考えていかないと、町民の暮らしの安全安心が守れなくなるといった危惧から、質問を通してあるべき対策について考えていきたいと思うものです。

まず、野生動物と住民の暮らしについて伺います。住民あるいは町を訪れた人がクマなどの野生生物によって心身を傷つけられるような事態をいかに防いでいくか、これは他の議員の質問でも一番重視されている観点です。東北では災害級と言われるほどに人への被害が拡大したことを受け、自治体だけでなく、国もその対応に乗り出し、クマ対策パッケージをまとめるなどしています。災害級とも称される緊急事態ですから、被害に遭わないように、猟友会や鳥獣被害対策実施隊のみならずのご協力を得て、猟銃でクマを殺傷するなどの対応を行うべきである事は間違いありません。あわせて、長期的視野に立って住民の暮らしをどのように守り、居住の安全を保障していくのかという視点を持って対策を考えていかなければいけないと思います。

まず初めに、近年の状況について伺います。野生動物による農業被害、人的被害の発生状況の最近5年間の推移はどうなっていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢香司議員のご質問にお答えさせていただきますが、その前に、昨日もやはり雪が降っている中であっても人的被害が数件全国であったというふうな報道もされておりますし、まだまだ有害鳥獣、特にクマについての被害については予断を許さない、そんな状況が続いているのかなど、こんなふうに思っておりますので、そういったことを踏まえまして、昨日の議論を踏まえて、本日の原沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

お尋ねの有害鳥獣による農業被害でございますけれども、令和7年度の農作物の被害は、年度末の集計になりますので、現在では取りまとめておりませんが、令和2年度から令和6年度の5年間にかけては、900万円から1,000万円程度の被害額で推移をいたしております。

令和7年4月から10月までに有害鳥獣による人的被害は報告はありません。また、令和2年度から令和6年度の5か年間におきましても人的な被害は確認されておられません。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁にて、令和2年度以降では人的被害が発生していない事を確認いたしました。一昨年や今年のように目撃情報が多発しているにもかかわらず、人的な被害が出ていない事には、連日の防災無線での注意喚起などが功を奏しているものと思います。

一方の農業被害ですが、質問した5年間の推移はほぼ横ばいのようです。しかし、担当課から頂

いた資料では、13年間の推移が示されていたのですが、最も古い平成24年度、13年前の実績は3,600万円と、昨年度の3倍以上の金額でした。徐々に被害金額が減少しているのは、町が行っている有害鳥獣対策が効果を上げているのと同時に、農業の生産量、すなわち母数も減少していることも併せて見ていかなければいけないと考えております。農業そのものをどうして行くかはこの後の質問で考えていければと思います。

今年度多発するクマの目撃情報を受けて、町では各種の対策を講じています。緊急銃猟のマニュアル作成、目撃情報を登録するアプリの導入など、県内の他市町村に比べて迅速に必要な手だてを取られていることと思います。執行部の速効性のある指示と、現場の係のみなさんの素早い対応のおかげだと思います。

また、最近では群馬県警が中之条町内でドローンを活用してのクマの警戒を行ったとの報道もありました。他の機関とも協働し、でき得る限りの対策をしていただいているものと理解しております。

ここで伺います。町は、実を収穫せず管理が難しくなっている住宅地周辺の柿や栗の木を切るよう住民にも協力を求め、業者に依頼した場合5万円を上限に経費の半額を助成することにしました。中之条町に続いて前橋市、今日の新聞報道によれば片品村も同様の制度を取り入れるとのこと。昨日も回答されましたが、確認のため、この中之条町緊急柿の木等伐採事業費補助金の申請状況はどうなっていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今原沢議員からご質問ございましたけれども、本日の新聞報道、片品村でなくて、川場村でございますので、ご認識をいただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、昨日の同僚議員からの一般質問におきまして答弁させていただきましたけれども、クマによる人身事故を防止するため、住宅地周辺にあるクマの餌となるような樹木を伐採する場合、町から補助金を交付する中之条町緊急柿の木等伐採事業費補助金を開始をさせていただきました。放置されている柿や栗はクマを誘う原因になりますので、もしこれらの樹木が不要で、放置したままなのであれば伐採をお勧めし、どうしてもご自分で伐採をするのが困難な方がおりましたら業者を頼む事となりますが、その経費の一部について町が補助を行うものでございます。

議員お尋ねの概要としては、樹木の太さが胸高直径20センチ以上であることや、処分費用が補助対象外とする等、一定の基準はございますが、伐採経費の2分の1で上限5万円までの補助を行います。申請状況につきましては、11月末現在、24件で91万円が見込まれております。なお、柿の木が29本、栗の木が22本という内訳でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ご指摘ありがとうございます。川場村が正しいですね。私の質問を訂正させていただきます。ありがとうございます。

この中之条町の事業費補助金制度ですけれども、11月6日の新聞報道では、町は10件程度の利用を見込んでいるという事でしたので、推定を超える利用状況があるという事だと思います。昨日も答弁にございましたけれども、問合せも100件を超えてきているという事ですので、町民の関心が大変高いことをうかがわせる数字だと思っております。

この伐採補助事業ですけれども、餌を求めて人家や農地にクマが出てくることを防ぐために有効な手段であることは間違いありません。クマの生態については、昨日の質疑でも様々やり取りありましたけれども、テレビなどでも専門家が様々な観点から解説を行っています。しかし、専門家が分析した地域と別の地域ではもちろん条件が異なりますので、1つの分析結果を全国全てのクマの行動に当てはめるのは問題があると思っております。大切なのは、その現場現場で起きている事実の確認であって、生態について安易な結論づけを行うのは注意が必要であると思っております。

ここで伺いますが、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシの生息実態、管内の生息数などについて調査を行っていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）生息実態についての調査は、現在中之条町では行っておりません。今後そういう必要性もあるのかなというふうなことは認識をいたしております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）住民の生活領域に入ってきた野生動物を駆除するなどの対症療法はもちろん必要ですが、そこに至るまでの要因をしっかりと突き止めることが必要だと考えます。クマの生息数は減っているのか、増えているのか、人里に出てくるクマの割合は増えているのかなど、分析するためには生態調査が欠かせないと思います。

国のクマ対策パッケージでも個体数管理の強化とロードマップ策定が織り込まれ、環境省が鳥獣保護管理に関する専門家の派遣事業も開始したようです。ぜひこういった専門家を招いての科学的な知見に基づいた計画策定の着手を要望いたします。

ここから中之条町においてクマが住民の生活領域に入ってくる要因を探っていきたいと思っております。キャンプ場のごみや家庭ごみが野生動物の餌になっている実態はありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）現在のところ、キャンプ場や家庭のごみが野生動物の餌になっているという報告は、農林課では把握してございません。令和6年2月8日付でクマ類保護及び管理に関する検討会によるクマ類による被害防止に向けた対策方針が示されましたが、クマ類による被害防止に向けた行動として、集落周辺のごみ、コンポスト、収穫残渣等の誘引物の除去が記載されており、管理徹底の必要性は理解しております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）人間の生活がクマを呼び寄せてしまうような事態が生じないように徹底した管理

をお願いしたいというふうに思います。

長野県軽井沢町で環境教育を行うピッキオというNPO法人では、クマに発信機をつけて生態を把握する、またベアドックと呼ばれる犬を使って対象のクマを追い払うなど、ユニークなクマ対策を講じており、成果を挙げているということです。先日、長野原町のほうでピッキオの講演会があったという新聞報道もありました。軽井沢でも別荘地から出るごみがクマを誘引する要因になり、対策が必要になったとの事でした。ごみのことは常任委員会の所管になるので、詳しくは掘り下げませんが、保健環境部署も連携して対策にあたっただけであればと思います。

餌の不足とともにクマが人里へ出没している要因が、荒廃農地が増えていることだと指摘されています。高齢化や人口減に伴って農地が整備されなくなった結果、クマが放置された柿の木を食べに来たり、木が生い茂った河川周辺を移動経路にしていた事例などが全国で報告されています。

農林水産省によると、耕作放棄によって作物を栽培できなくなった群馬県内の荒廃農地面積は2022年度に8,729haと、10年前から約1割増えたという集計です。そのうちの7割は森林化などが進んだ再生利用が困難な荒廃農地とされています。

ここで伺います。農業、林業の衰退が野生動物の生息域を広げている一因と考えますが、町長の見解はいかがですか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私も原沢議員と同じように、やはり農地の荒廃というのは大きな要因の一つであるというふうには考えております。

そして、人口減少と高齢化が進行し、中山間地域を中心として人の活動が縮小していく、そういった中で有害鳥獣被害が顕著になっているという感じをいたしております。農業が衰退して耕作放棄地が増えれば、獣が隠れるような場所ができることになりまして、また森林内で仕事をする林業従事者等が減少すれば、徐々にクマは人への警戒心が薄れて、集落周辺にも出没する要因になっているものと考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）人口が減少して産業構造も変化している中で生じているのが昨今の鳥獣被害であるということは、町長の答弁からも間違いがないと思っております。農業や林業などを基本とした里山での暮らしが経済的発展の中で後景に迫いやられ、通勤をして賃金を得る都市型の生活が当たり前になっている中で、どのように町民の生活基盤を守っていくか、これは簡単な課題ではないと思います。

次に伺います。長い視野に立って野生動物の問題を考えた際には、撃って殺すだけの対策では限界があると考えますが、今後の対策として検討していることはありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和6年2月8日付でクマ類保護及び管理に関する検討会による、クマ類による

被害防止に向けた対策方針が示されました。その中で、人の生活圏とクマ類の生息域を区分けするというゾーニング管理について記載がございます。鳥獣保護区等の保護区を適切に設置、管理することで、クマが安定的に生息し、人の生息圏とのすみ分けができる環境を確保することが必要であります。また、杉のような針葉樹の中にブナを植えればドングリを増やすことができるので、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に変えていく取組があるということも聞いております。

いずれにいたしましても、今後の対策につきましては、国の交付金等の活用を検討しながら、効果的な対策を考えてまいりたいと思いますので、いろいろご意見、ご指導がありましたらよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）昨日の質疑でも取り上げられましたけれども、ゾーニング管理、本当に大切だと思います。緩衝地帯がなくなって、野生動物の生息域と人間の生活圏が直接つながってしまったことがクマなどの出没を招いていることは間違いがないと思います。緩衝地帯がかつては林業をやる人達、農業をやる人達によって保全されていた、そういうふうに思っています。緩衝地帯を復活させるためにも、農業人口、林業人口を維持していく事、増やしていく事が野生動物対策にも欠かせないと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）2015年の農林業センサスでは、農林業経営体数は524件となっております。その後の2020年センサスでは406件に減少しておりますので、農林業に従事する人口はこの5年間で2割以上減っていることとなります。

農林業が魅力的で持続可能な産業になるよう、国の政策を注視しながら、私どもも選択と集中のスタンスで認定農業者支援を強化するとともに、新規就農者を増やす取組等を行う必要があります。農村での人間の活動が縮小となりますと、有害鳥獣の行動範囲が拡大する事となりますので、農業人口、林業人口を維持していく事は大変重要な取組だと考えておりますけれども、なかなか難しい問題であるとも認識をいたしております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）本当に難しい課題だと私も思っております。農業、林業を守って育てていく事、本当は国にいろいろと、町長の答弁にありましたけれども、政策を求めたいところなのですが、国の政策は米の問題でも、増産だと言ったと思ったら、次の年には減産だと反対に転じてしまう。どうにも現場の苦労や努力に寄り添った政策が行われているとはとても思えない状況が続いています。率直に言って頼りになりません。

ここまで農業を衰退させたのは食糧管理、減反政策や農地政策、国際的な自由化への対応の遅れです。林業においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけての拡大造林政策と輸入自由化という2つの大きな政策転換が衰退の原因と言えます。そういった政策への反省もなく行われている

国の農林業政策が、これからの中山間地を活気づけるものになるとは、私はどうしても思えません。そんな中で、中之条町は町長の答弁にありましたとおり、選択と集中で認定農家を増やす、新規就農者を増やすための努力を本当に頑張っていていただいていると思います。

さらに、以前の一般質問でも触れましたように、観光部門との連携強化や販路の工夫など、農林業を盛んにするために行えることはまだまだあると思っております。今日は、野生動物と住民の生活が質問の趣旨なので詳しくは触れませんが、また別の機会に議論をできればと思っております。引き続き農業と林業を持続可能なものにしていく、この課題への取組を強めていただくことを要望いたします。

それでは、2つ目の質問項目に移ります。中之条町は2013年に、「再生可能エネルギーのまち中之条」を宣言しました。持続可能な循環型社会を構築し、地球温暖化防止や低炭素社会の実現のため、太陽光、小水力、バイオマス、地熱及び風力等の再生可能エネルギーを積極的に活用することによって、自然環境への負荷を抑え、同時に電力の地産地消等の取組を通じて、活力のある住みよいまちづくりを行うため宣言をしたと文面にあります。

2011年に東京電力の福島第一原発事故が発生し、再生可能エネルギーの活用にかじを切ったことは正しい政策だったと思っております。同じ年、2013年に全国初の自治体新電力として、一般社団法人中之条電力を創設、各方面からの大きな注目を得て今日まで発電事業を行っているものと理解をしております。

町の発電事業として、沢渡温泉第一太陽光発電所、沢渡温泉第二太陽光発電所、沢渡温泉第三太陽光発電所の3つがメガソーラー、すなわち大規模太陽光発電所として稼働していますが、それぞれのパネルの数を合計すると2万7,400枚という大変多くのパネルが使われております。

まず伺います。一般社団法人中之条電力の所有する太陽光発電パネルの耐用年数はいつまででしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢議員のご質問にお答えさせていただきますが、ご質問をいただきました中之条電力所有の太陽光発電パネルということでございますが、中之条町で行っております太陽光による発電事業は、中之条電力の所有ではなく、中之条町がリース契約によりその設備等を利用し、事業を行っているものでございます。

太陽光発電パネルの耐用年数につきましては、税制上の法定耐用年数は17年ではありますが、実際の太陽光発電パネルの寿命は20年から30年程度が目安とされておるようでございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）沢渡の第一と第二が2013年の稼働開始、第三が2017年の稼働開始なので、耐用年数が20年という答弁でしたので、2033年から2037年頃にその時期が来るものと思います。

次に伺います。耐用年数を過ぎたパネルの処理方法は決まっているのでしょうか、答弁を求めま

す。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）現在中之条町では、3か所の太陽光発電所の管理、運営を行っており、それぞれの開始年度が違いますので、耐用年数が終了する時期も変わってきます。それぞれ違う環境によりパネルの破損や故障が発生し、随時更新を行っておりますが、20年経過した後は契約が満了した場合は中之条町に無償譲渡される契約となっております。現段階におきまして、引き続き発電事業を継続するか、直ちに廃棄処分とすることは決定いたしておりませんので、そのときに判断することとなると思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）廃棄処分も判断の一つになるかもしれないと答弁でしたけれども、ご承知のとおり太陽光パネルにはカドミウムや鉛などの有害物質が含まれるおそれがあり、産業廃棄物として処理する必要があります。処理の方法などについては、常任委員会の所管ですので触れませんが、大量のパネルを廃棄するのにかかる費用のことが懸念されます。

ここで伺います。耐用年数を過ぎたパネルを更新するための費用積立ではできているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）更新や廃棄にかかる費用の積立につきましては、運転開始時から中之条町発電事業基金条例により積立を実施しております。また、令和3年9月より、「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」が資源エネルギー庁から発出されました。20年の交付期間の終了10年前から源泉徴収的な外部積立が始まり、解体等積立金として差し引かれた金額を発電した料金として受け取ってございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）運転の開始時から積立を実施しているとのことで、安堵いたしました。

今日も群馬県の企業局が八ツ場ダムの売電をFITからFIPに切り替えるとの報道がありました。再生可能エネルギーをめぐる買取制度や設置認可のプロセスは一貫性がなく、迷走しているような印象を持ちます。2012年に導入された固定価格買取制度FITは、高い調達価格を設定され、一気に再エネ導入を進めることには成功しました。

一方で、高い調達価格のコストを賄う再生可能エネルギー発電促進賦課金、再エネ賦課金というものですけれども、これが電気料金に上乗せされ、国民の負担が増大し、その揺り戻しとして国は急激に買取価格を引き下げ始め、より市場価格を反映するフィード・イン・プレミアムFIPの制度へと移行を進めるなど、制度自体が複雑かつ頻繁に変更されています。また、発電はされたが送電網が整っていない、許認可に遅延が生じるなど、制度が迷走を続けたまま今日に至っていると言えます。

このような国の政策に町の発電事業や中之条電力、中之条パワーの運営も翻弄されてきた、そのように捕らえております。これまでのご苦労が大変忍ばれるわけですが、エネルギーの地産地消という目的自体は引き続き堅持していただきたいと思っております。

折しも東京電力の柏崎刈羽原発や北海道泊原発の再稼働について取り沙汰されております。二度と原子力発電所の事故などを起こしてよいはずがありません。全国初の自治体発電事業という困難を伴いながらも、10年以上にわたり持続してきた町の大切な事業だと思っております。今後も国の政策に翻弄されることは目に見えるわけですが、引き続きエネルギーの地産地消を強められるよう、事業展開されることを望みます。

ここまで中之条電力の発電事業について触れましたが、次に個人や民間事業者による太陽光パネル発電について伺います。農地に太陽光発電パネルを設置するために必要な手続は何でしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）農地を住宅や駐車場等の農地以外の用途に利用することを農地転用と言いますが、中之条町の場合は県知事の許可が必要となり、太陽光発電施設につきましても農地転用の許可が必要であります。また、対象農地が町の農業振興地域整備計画による農用地区域という、長期にわたり総合的に農業振興を図るべき区域に指定されている場合は、まずそれを解除してからではないと農地転用を行うことができません。

なお、特殊な例として、営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングというものがありますが、これは農地に太陽光パネルの支柱を長くし高くして設置し、その下で作付けをしながら発電と営農の両方を行う仕組みでございます。この場合は、支柱の部分については3年間の一時転用の取扱いとなります。また、パネルの下に作付けした作物は、平均的な単収と比較しておおむね2割以上の減収にならないよう栽培管理をしなければなりません。ソーラーシェアリングによる町内の許可件数は3件となっております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁でソーラーシェアリングについて触れられました。発電と営農を両方行っていくというものです。私も実際にソーラーシェアリングをやられている畑を見せていただきましたが、耕作放棄地を増やさない対策としては大変有効なのではないかと思っております。現在3件の許可があるということですが、もっと広まってよいのではないかと思っております。実際に運営していく中で問題点も明らかになってきているかと思っておりますので、ぜひソーラーシェアリングの研究を深めていただき、農地を荒らしてしまう前に、こういう方法もあるよということで町民にも周知いただければと思っております。

もともと農地であった場所にソーラーシェアリングでなく、太陽光発電施設を造るには農地転用の手続が必要とのことでした。では、この手続申請を行ったけれども、許可されなかった例はあり

ますでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）当町におきまして、一般的な太陽光パネルの設置に関して農地転用が認可されなかった例はございません。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）認可がされなかった例はないということでした。実際にかつての農地に太陽光パネルが並んでいる光景がどんどん広がっています。

先日、ある町民の方からお話を伺いました。その方が家を建てた際は目の前は別の方の畑だったそうです。その向こうには田んぼもあり、とても静かで眺めがよい、そのことが気に入って家を建てたそうです。しかしある日、目の前の畑が太陽光パネルに覆われてしまった。パネルの下の草は伸び放題で、秋になれば雑草の綿毛が飛んできて洗濯物についてしまう。かつてはいなかった虫が発生して家の中に入ってくるので、窓も開けられなくなってしまった。大変困ってしまったということでした。その後、太陽光発電を行っている事業者に連絡をして、防草シートを張る処理を施され、草の問題は一応落ちついたとのことでした。

なぜ農地が太陽光パネルに変わってしまったのか教えて欲しい、そう言われたのが私の今日の一般質問につながっています。町内に太陽光パネルが設置されてから、こういった住民の方による相談は今回の1件だけではありません。他に懸念されるのが、役割を終えて経済性のなくなったパネルの行方です。

次に伺います。個人や民間事業者が町内に設置した太陽光発電パネルが撤去されずに放置される危険性はありませんか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）東日本大震災以降、国のエネルギー政策は太陽光や風力など、再生可能エネルギーの導入拡大が柱の一つとなりましたが、固定価格買取制度FIT制度導入から20年が経過する2030年から大量の太陽光パネルが放置される可能性があり、国におきましても太陽光発電設備の放置を防ぐため、法整備が進められております。

固定価格買取制度を利用する10kw以上の太陽光発電設備につきましては、2022年7月から発電期間の後半10年間にわたり、毎月の売電収入から設備の廃棄費用を外部積立てする義務が課され、設備が放置される事態を防ぎ、適切な処置を確保できるよう対策が取られております。

個人につきましても住宅に付随する太陽光発電設備となっておりますので、放置される可能性は少ないと思っております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）先ほど国の再生可能エネルギー政策については触れましたので、ここでは繰り返しません。放置を防ぐための法整備がさらにしっかり進められるよう推移を見守りたいと思います。

いずれにしても、国の政策待ち、政策任せではいけないと思っております。一般社団法人地方自治研究機構の調べによりますと、太陽光発電設備等の設置を規制する特化条例が都道府県条例で9条例、市町村条例は323条例が制定されています。市町村条例のうち11が群馬県内の自治体で、近隣では高山村、渋川市、前橋市などでも制定をされています。

ここで伺います。無秩序な太陽光パネル設置を放置すると、将来的に環境や景観への負担となるので、設置に関する条例を制定すべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）太陽光パネルの放置による景観への影響と、条例制定のご質問をいただきました。

中之条町では、平成25年に「再生可能エネルギーのまち中之条」宣言を行い、持続可能な循環型社会を構築し、地球温暖化防止や低炭素社会の実現のため、太陽光や小水力等の再生可能エネルギーを積極的に活用し、活力ある住みよいまちづくりを行うこととしております。太陽光発電事業を行う場合は、その事業規模や設置場所、発電出力などによって必要な手続は異なりますけれども、農地転用許可、林地開発許可、建築確認等の許可や届出が必要となります。

現在、中之条町では太陽光発電設備の設置に関する条例等の規定は設けておりませんが、景観条例におきまして、建築物や工作物について届出の対象と定めております。

長い歴史と先人達の努力によって育まれた豊かな自然、良好な景観や環境を次世代に継承していくためには、太陽光発電設備設置事業との調和を図る必要があると考えておりますので、今後条例等の整備につきまして、他の自治体等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）先ほど挙げましたほとんどの全国の条例ですけれども、自然、地球環境と再生可能エネルギーの調和というものをうたっています。再生可能エネルギーの必要性を認める一方、地域ごとの自然環境や歴史、文化などを壊す事が無いようにしていかなければいけない。そういう地域づくりへの理念を持った条例をぜひ制定していくべきだと思っております。

私も一議員として引き続き研究してまいりますので、当局にも研究を進めていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

次に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。4番、割田さん

○4番（割田三喜男）議長の許可をいただき、本日2項目の質問をさせていただきます。まず、1番目といたしまして、クマ対策についてです。2番目は、共創のまちづくりについてです。

まず、1のクマ対策ですが、昨日からの一般質問で自分の質問（1）、（2）は既に答弁がされておりますので、（3）の質問からさせていただきます。自宅の近所の柿の木等は、サルなどの被害のために隣保班でここ数年伐採を進めてきてまいっております。まだまだ集落内では柿の木が目につ

き、通るたびに見ていますが、やはりクマの食害が目につきます。区長等と伐採について相談しておりますが、放置された柿の木等を見ますと、空き家になった家が所有しているものが多いのが現状です。

そこで、不在地主、所有者不明や自己負担が困難な所有者に係る柿の木等は伐採が進まないと思われませんが、対応をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、割田三喜男議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほど申し上げましたように、（１）と（２）については昨日答弁させていただいたので、次の質問から答弁をさせていただきます。

不要と思われる柿の木等も財産でありますので、無断で伐採することはできませんので、樹木の所有者の同意が必要となります。所有者が不明な場合は、ご近所の方に聞いていただく等、所有者の特定をしていただく事になります。なお、樹木の所有者から同意をいただければ伐採を希望され、経費を負担される方に対して補助金を交付することは可能であります。自己負担が困難な場合の対応であります。地域や関係者でお話し合いをしていただく等、対応をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。所有者不明などの対応を確認させていただきました。不在地主等の個人の所有のもので、やはり全額公費負担等は難しい面があることは承知いたしました。

それと、20cm以下や地域の共同作業で伐採したものを奨励金等の対応をお願いしたいという、地域からの声もあります。よろしくお願い致します。

次に、今後の対策ですが、人的被害の防止、ハンターの育成、電気柵の設置、個体数を減らす事等、多くの対策があるかと思いますが、今後町での緊急、短期、中期の対策はどのようなものがあるのか、予定しているのかをお伺いいたします。よろしくお願い致します。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和7年11月14日付でクマ被害対策等に関する関係閣僚会議で決定された「クマ被害対策パッケージ」が示されましたが、「国民の命と暮らしを守り、国民の安全安心を取り戻すため、関係省庁が緊密に連携し、実行性の高い対策を着実に、かつ段階的に実行する」というものでございます。取組を「緊急的に対応すること」、「短期的に取り組むこと」、「中期的に取り組むこと」、この3段階に分かれて迅速かつ着実に実行していくために必要な財源を確保するよう努めるとしてあります。

この3つの段階は、各関係省庁ごとにやるべき対策が分けられておりますけれども、まず緊急的に対応することの農林水産省、林野庁部門では、農林業現場における人身被害防止の徹底を図ると

いうものでございます。また、環境省部門としては、安全装備等の必要な資機材の購入を交付金により支援するとされており、各段階の取組の全てを申し上げることはいたしませんけれども、「短期的に取り組むこと」の中には「緩衝帯の整備」、「強固な柵の整備」を、「中期的に取り組むこと」の中には「クマと人の生活圏をすみ分けができるような環境を確保すること」、というふうにされており、

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。国や県の財政的、技術的支援を受けて、関係者や地域とも連携しながら、よりよい適切な対応が進むようお願いいたします。

対策として、先ほど来から出ております緩衝地帯とかゾーニングの必要性とか、耕作放棄地や里山の整備を進めていくことが重要と言われております。

そこで、耕作放棄地や里山整備をどのように進めていくか、改めてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）耕作放棄地の今後の対策といたしましては、令和6年度に「耕作放棄地対策草刈り補助金」、この制度を設けましたが、そもそも農地の利用があれば耕作放棄地はなくなりますから、担い手に対して農地を集約し、新規就農者を増やす取組等を行う必要があると考えております。

いずれにいたしましても、国の農業政策を注視しながら、町といたしましても事業を実施していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。伊参地内のある人がおっしゃっていたのですが、耕作放棄地や里山を整備したいのだが、今は軽トラックも入れない、通行できない状態であるということです。その山道を調べたところ、昔の赤道になっており、なかなか整備ができない状況でございます。

あと、伊参地域では8月に区長さん、農業委員さん、農家組合長さんにご参集していただきまして、耕作放棄地・里山整備検討会を開催したところでございます。その中の意見として、農地も条件不利地が多く、また高齢者になり耕作や手入れができない等の意見が多く、また不在地主、所有者不明等の土地はなかなか整備が進まないとか、いろいろと課題があります。

柿の木等や耕作放棄地、町道沿いの支障木、空き家等の持ち主の方に適正な管理を懇請するため、お知らせしたほうがよいのではないかと、こんなふうに思っております。広報や町のホームページ、9月議会の時に申し上げたように、固定資産税の納税通知書に懇請文書を同封するのも整備が進むのではないかと思っております。

いずれにしても、少子高齢化、人口減少により山里に人がいなくなり、里山整備ができなくなり、クマも人里に下りてきております。集落の相互対策が必要であると強く感じております。

それでは、この項目の質問は終わりにさせていただいて、次の質問項目に移らせていただきます。

続きまして、共創のまちづくりについて質問させていただきます。町の重点政策であります共創のまちづくりについてお伺いいたします。昨年度にスタートしました共創のまちづくり補助金について、昨年度は事業採択がありませんでしたが、今年度はどのような事業計画で、どのような申請があったか、状況をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）共創のまちづくり補助金についてお尋ねいただきましたけれども、申請状況につきましては、令和7年度、現時点では1件の申請がございます。相談につきましては数件ある状況でございます。今年度中の申請や来年度からの申請が数件見込まれる予想となっております。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございます。1件の申請がありまして、相談は数件あるということを確認させていただきました。この補助金の活用により、共創のまちづくりがより一層充実しますよう期待しております。

次に、共創のまちづくりを推進するために様々な人々が出会い交流する共創プラットフォームの場としてのSANKAKUが伊勢町にスタートしました。この事業のアウトカム、政策効果について具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）共創プラットフォームSANKAKUは、様々な人が出会い交流する場所がございます。様々な人々が出会い集まることによって、新たなつながりやコミュニティが生まれ、地域課題の解決やリノベーションが創出されることで、みんなで作る持続可能なまちづくりの実現を目的といたしております。

簡潔に説明いたしますと、行政、住民、事業者などが協力して課題解決など、持続可能な地域運営の実現へとつながるきっかけとなる仕組みでございます。令和6年11月の開始から1年が経過をいたしました。利用状況につきましては、地域の方や未来戦略ミーティングの委員による話し合い、小中学生や高校生の利用による交流、ワークスペースとしての利用や観光客などの町外の方もお越しいただいております。

官民連携によるプロジェクトにつながっている事案でございますが、参加者や利用者が増えることで、住民参加の共創が広がる機会となり、大きな政策効果の期待をいたしているところでございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）SANKAKUの利用状況とか波及効果などを確認させていただきました。ありがとうございます。

町民、企業、団体、学校、行政などの様々な人々が町の未来や町の課題についてアイデアや意見を出し合いながら、共に町づくりを進めることにより、魅力ある中之条町になるよう願っております。

次に、先ほどのSANKAKUの政策目標にも重なる部分もあると思うのですが、共創のまちづくりのさらなる発展に向け、共創の理念を町民に分かりやすく伝え、広げる取組についてどのようなお考えですか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）このSANKAKUの状況と共創のまちづくり、この理念ということではありますが、行政だけでつくる町ではなく、みんなで一緒につくる町、共創のまちづくりの理念は行政、住民、事業者が協同して持続可能な町の未来をつくっていくこととございます。共創と聞くと難しく感じるかもしれませんが、日常にある小さな協力の積み重ね、誰もがふだんやっていることの延長でありますので、町内のイベントに出る、困っている人に声をかける、アンケートやアイデア募集に参加するなど、これら全てが共創の一部であると考えていただければ分かりやすいかと思えます。

また、共創の理念は制度ということではなく、文化に近いものであると、そんなふうと考えております。SANKAKUや未来戦略ミーティング、町民アンケートなど、こういった参加の機会から成功事例が生まれて、やればできるという空気が広がると共創は自走し、広がっていきますので、町づくりに参加しやすい町を目指し、取組を進めてまいりたいと考えております。

一例ですけれども、小学校、あるいは高校の帰りの生徒さん達があそこで宿題をやったり、大人の方と会話をするというようなことも、だんだん、だんだん増えているというふうにも伺っております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）理念は文化というお言葉もいただきました。ありがとうございます。

町づくりの主役は町民であると思えます。原点は、主役である町民が自らの責任により主体的に関わること。共創を明確に位置づけておくことが基礎的に重要だと、私は思っております。そのために理念条例として共創のまちづくり条例を制定して、その理念を分かりやすく伝え、広げる取組も一つだと思っております。また、沼田市では、地域と市がパートナーシップを締結し、共創のまちづくりを推進しております。

次に、おおむね旧小学校区等で様々な分野の地域課題を住民の参画協同により、主体的に解決しようとする小規模多機能自治が行政の伴走支援により全国多くの自治体で取り組まれております。この小規模多機能自治の考え方を基に、人と人がつながり、地域活力と自治力を取り戻し、地域共生社会の基盤構築を目指す取組とございます。地域の課題に対応するためにこの小規模多機能自治を推進したらどうかということをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問の小規模多機能自治とは、小学校区程度の比較的小さな範囲で、その地域に住む住民や団体が主体となり、地域の課題を自分たちで解決していく住民自治の仕組みとなっております。その役割は、行政任せにするのではなく、地域の実情に合わせて福祉、防災、生活支援などの様々な機能を地域が担うということで、住民の福祉向上を目指すという考え方となっております。

当町では、割田議員お住まいの伊参地区に集落支援員を2名委嘱し、地域と行政とのパイプ役として連携を進めていただいております。地域が抱える課題の点検や整理をはじめ、集落の巡回や各戸訪問での困り事相談、地域の話合いの場への出席など、小規模多機能自治のためのパイプ役として活動していただいております。

一方で、小規模多機能自治での失敗例も全国では、数が少ないですが報告をされております。失敗の具体例としては、1つとして高齢化が進み役員の成り手が少ない、2つ目として役員の負担が大きい、3つ目として共働きやひとり暮らしの増加により、伝統的なコミュニティー活動への参加が難しい、4つ目として地域との関わりに愛着や関心がない、これらの理由が課題となって小規模多機能自治の失敗も報告されている現状もございます。

少子高齢化の時代にあって、この小規模多機能自治を成功させていくためには、地域と行政との連携協力を強めていくための中間支援者が重要であり、その育成と確保につなげていかなければならないと考えております。当町といたしましては、中間支援者には集落支援員や地域おこし協力隊の隊員、地域の役員ではないその地域のお世話係的な人材、町役場の職員OBなどを視野に入れて、今後もまちづくりに共創していただける人材について研究をさせていただきたいと思っておりますので、いろいろご意見ありましたらよろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。なかなか難しい問題ではありますが、地域運営の組織を再編し、組織の活動拠点を有し、常設事務局を配置する必要があると思っております。

自分は、地元伊参の会合でいつも言っていることがあります。高齢化率が50%を超え、少子高齢、人口減少が急速に進み、集落の維持が困難となってきているという事でございます。

少し古い話で恐縮ですが、国の令和元年度第6回過疎問題研究会では、次の提言がなされております。過疎地域において小規模化や高齢者割合の高い集落の増加傾向が続く中、今後集落の維持、活性化対策としてどのような理念の下、どのような施策を講じるべきか。また、とりわけ消滅が危惧される集落において、住民の生活環境や生活の質を維持するためにどのような施策を講じるべきか議論をお願いしたいという提言でございます。

そこで、中之条町における集落の維持、活性化についてどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問の集落の維持、活性化につきまして、全国の成功事例では、地域資源を生かした独自の取り組みや、地域住民と行政が一体となった活動、地域住民の交流による活動などが成功していると報告をされております。

当町は美しい景観や自然、温泉など地域資源に恵まれた地域であり、町内の各地域にはそれぞれの特長があり、地域資源のPRや温泉地のブランディングなどに力を入れ、魅力の向上を図りたいと以前から答弁をさせていただいております。集落の維持や活性化に向けて考えていかなければならない施策といたしましては、地域資源や観光資源など、中之条の特色を生かしたものとなります。

例えば、1つとして嵩山などの山登りや清らかな水が流れる川や滝などの自然財産の活用、2つ目として四万・沢渡・六合の温泉財産の活用、3つ目としてそれぞれの地域に残っている歴史的な文化財産の活用などが考えられます。

町の施策といたしまして、町民の方々から広くご意見をいただき、交流人口の増加、そして集落の活性化へつながる施策を展開してまいりたいと考えております。また、町民が中之条に住み続けたいと思うような施策や、移住者の呼び込みと新たな起業など、さらなる魅力を創出して地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

町、住民、事業者が協力して活力ある取組を行い、それが契機となって地域の活性化につながっていくものと考えておりますので、成功の鍵はこれからの共創のまちづくりと考えております。限られた予算の中ではありますが、元気な中之条町をつくり上げていき、集落の活性化へとつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）具体的な施策もお話ししていただきまして、誠にありがとうございました。

中之条町過疎地域持続的発展計画、素案でございますが、について11月にパブリックコメントが実施されました。当町にはパブコメ条例はありませんが、この計画に集落の維持活性化の考え方が必要かなと思っております。

人口減少と高齢化という静かな、しかし大きな波は、多くの集落の存在そのものを揺るがし始めております。集落の維持、活性化において、村おこし、村残し、村じまいというフェーズ、段階があると思っております。活性化機能、責めの部分と、防災や福祉的機能、守りの部分があり、高齢化が進むにつれて守りの比重が相対的に大きくなる。伊参集落では、高齢化が進み、活性化、責めの村おこし、地域おこしではなく、防災や福祉の守りの村残し、集落残しを目指さざるを得ないかなということ考えております。

あわせて、集落によっては村じまい、集落の終活を検討せざるを得ないと思っております。集落の終活とは、人口減少や高齢化が著しく、将来的に集落機能の維持が困難になると予測される場合に、住民が主体となって集落の在り方を計画的に見直し、次世代に負担を残さない形でその歴史を

締めくくっていくプロセスだと思っております。

伊参地域では、今年度、地域課題を解決すべく検討会を3回実施しました。1つ目は行事と組織の見直し検討会、2つ目は支え合いのシステム検討会、3つ目として耕作放棄地・里山整備検討会です。いずれも非常に難しい問題ですので、解決策はすぐというほど解決策はなかったのですが、町におかれましては、今後とも地元集落に寄り添った伴走支援をお願い申し上げまして、私の質問は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

（休憩 自午前10時36分 至午前10時49分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）次に、福田公雄さんの質問を許可します。福田公雄さん、ご登壇願います。2番、福田さん

○2番（福田公雄）それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

9月定例会議において、地方財政の充実・強化に関する請願が採択され、当議会から国に地方財政の充実・強化に関する意見書を提出いたしました。例年同様の意見書が各地方自治体からも提出されており、少子高齢化や人口減少、防災やデジタル化への対応、さらには地域公共交通の維持など、その数多くの課題は当町だけではなく、全国の自治体が共通して直面しているものだと思います。全国共通の課題であるなら、これは国全体の課題であると言え、国が積極的に対応すべき問題ではないかとも考えます。

しかしながら、現状ではこうした課題への対応の多くが各自治体の努力に委ねられており、とりわけ人口減少対策に関しては、自治体同士を競わせるような政策に映る部分もあります。その結果、自治体の規模や財政力によって、取り組みに大きな差が生じかねない状況となっています。

こうした中で、当町は町民の暮らしを守るためにどう取り組んでいくのか。地方財政の充実について、以下3点について伺います。

- 1、人件費の確保への取組と要望について
- 2、地方交付税制度に対しての町の考え方について
- 3、小規模自治体の財政の安定について

まず、1つ目として、人件費の確保への取組と要望について伺います。地方自治体の行政需要は増しているにもかかわらず、人手不足、人件費不足により、住民サービスを担う体制が不安定になっています。昨日の山田みどり議員の質問と町長の答弁に重複しますが、当町においても職員の負担軽減や会計年度任用職員の処遇改善、雇用数の増加に対応するための財源確保は大きな課題です。当町として人件費の安定的な確保に向け、どのような取組を行い、また国や県に対してどのような

要望をしているのか、伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田公雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

去る9月定例会議におきましても、中之条町議会として、国や各議長及び大臣宛てに、地方財政の充実・強化に関する意見書が提出をされましたが、ご質問のように社会保障や地域の活性化対策はもちろん、国で進めております自治体DXや物価高騰対策、さらには頻発する災害に係る防災・減災対策、そして中之条町のような中山間地においては、交通弱者に対しての公共交通の構築や、公の施設管理、空き家対策など、大きな課題が山積をいたしております。

議員ご指摘のとおり、行政需要は年々増大の一途であります。行政サービスの基本はやはり人であると考えておりますので、基礎的自治体としての行政運営を考慮いたしますと、一定数の職員確保は必須であります。人件費につきましては、官民間問わず増加傾向にあり、町でも令和6年度普通会計決算で申し上げますと、約20.6%を占めており、前年対比でも増加傾向にあります。まちづくり事業や施設管理をはじめ、増大する行政需要に対し、行政サービスの低下を招かないよう、不足する人員確保として、会計年度任用職員の採用やボランティアスタッフなどとの連携、協力を図って行政運営に努めております。

しかし、議員おっしゃるように、会計年度任用職員につきましても一定の処遇が図られない場合、待遇のよいほかの自治体へ人員が流れてしまう懸念もございます。そうならないためには、しっかりと財源が必要不可欠であります。会計年度任用職員の場合、雇用体系や年齢構成、職種等が様々であり、正職員のように統一的な雇用体系が難しい面もございますが、貴重な労働力であり、当然給与や報酬による生活保障は重要であると認識をいたしております。こういった場合の厳しい状況を国や県、町村会や各種会合の場等において要望を行っております。

一例ではありますけれども、本定例回の一般質問でもクマの問題について多くの議員の皆様よりご質問いただいております。去る11月に開催されました群馬県選出国會議員などによる関係者との意見交換をする場がございました。こういった場において、有害鳥獣対策の課題や現状をお話をさせていただき、先ほどの人件費も含めて、ぜひ財政措置についてもしっかりとお願いしたいと強く要望をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。答弁にもありましたように、活性化、また職員、会計年度任用職員、本当にまず人という答弁ありましたが、やっぱり人対人というのがベースだと思います。その中で、当町は広い面積を有するために、どうしてもやっぱり人が必要になると思います。また、活性化対策として、様々なイベント、行事、いろいろ努力を行っている自治体であると思っています。各自治体、そういったそれぞれ事情がある中で、実際の人の生活に直接接する行政としては、町村はいわば最前線にいると思います。そういった現場の声を、ぜひ国や県のさらなる支援

がいただけるように、要望を引き続き行っていただきたいと考えます。

それでも支援を求めるだけでなく、町としてどう対応していくか、それも重要と考えます。人件費を安定的に確保するために、町独自で行っている工夫はあるでしょうか。また、その効果がもしあればお聞かせをください。お願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町独自の工夫はあるかというお尋ねでありますけれども、人件費の安定的な確保に係る要望等を国や県などの機関に働きかけていく活動も大切だと考えていますが、併せて歳出等についても全体的なバランスを勘案した中で精査していく努力も必要であると考えております。

当町の財政は、決算でもお示したとおり、数値からもう健全化が図られておりますが、基礎的自治体を維持するためには一定数の人員確保は必須でありますので、例えば施設の外部委託や事務事業の電算化など、既存の制度の中で可能なものは検討していく考えでおります。

しかし、こういった取組はすぐに効果が出るものではございませんので、長期的な視野で見ていく必要があるのかなど、こんな考えでおります。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。答弁にありましたように、歳出等について精査、また制度の中で可能なものは検討していく、こういったところで町独自で町として努力をしていただいて、その上で要望ということであれば聞き入れられる、そういった事も可能性が広まるのではないかと個人的には思います。

私などは、どうしても短期的な目でしかものを見られない、そういったところがありますが、ぜひ長期的な視野で計画を立てていただいて、町民の暮らしが安心できるように、今後も要望も含め行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。地方交付税制度に対しての町の考え方について伺います。現行制度では、様々な変更もなされているようですが、あくまで国基準の枠内という、現実に即していない部分があります。また、公共交通維持や子育て支援といった新たな財政需要が十分に反映されていないのが実態です。当町として、地方交付税の法定立引き上げや制度の見直しについてどのように考え、国、県へ働きかけているのかを伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、近年の物価高騰対策やクマ対策などは全国的な問題であり、まさに新たな行政需要として捉えております。また、議員おっしゃるとおり、公共交通対策や子育て支援等につきましては、一過性の事業ではなく、長期的な視野に立った継続事業であります。このため、安定的な財源の確保はより重要になってまいります。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、国税として国が代わって徴収し、一定の合

理的な基準によって再配分する、いわば国が地方に代わって徴収する地方税という性格を持っております。

当町における地方交付税の割合は、歳入全体の約40%を占める貴重な財源であります。他方で、交付金や補助金のような特定財源と異なり、地方公共団体における標準的な行政を行うために必要な財政需要を算定した基準財政需要額を基礎といたしますので、個別の事業に対し集中的に充当する性格のものではございませんが、先ほども申し上げましたとおり、当町の歳入予算の根幹をなしておりますので、法定立の引き上げなど、国の今後の施策に期待をいたしているところでございます。

自立的な地方自治の確立を論じる時に、権限と財源の移譲という言葉をよく耳にいたしますけれども、当町のような小規模な自治体では特に財源が重要な課題でありますので、財源の確保につきましては継続的にあるは、国、県等の関係機関に働きかけてまいりますし、行政運営でも有利な起債や補助金、寄附金など、あらゆる財源確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、余談ですけれども、11月19日に全国町村長大会が東京でございました。その所で、全国町村長の決議といたしまして、内閣総理大臣、高市総理大臣お見えでしたので、そこで決議文を読み上げまして、幾つかの項目がありますけれども、特に地方としては農業問題、あるいは地域資源を生かした産業活用、それから人口減少、さらには医療、介護の問題、これの体制を堅持すること。特に減税による地方の減収に対する代替財源を含めて、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること、強く高市総理大臣はじめ、全国町村長の決議として活動させております。

そしてまた、県の国会議員とのお話し合いもありました。それも群馬県選出の国会議員と、それから我々町村長、23あるのですけれども、20町村長出ましたけれども、第1項目にやはり地方交付税の一般財源総額確保、これを強く要望させていただきまして、群馬県選出の国会議員の方々にも直にお話をさせていただいた、そんな活動もいたしております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。11月19日の全国町村長大会、そのお話、また県の国会議員、そういった方に要望を伝えている。非常に心強い限りです。

地方交付税、当町では歳入の約40%ということで、当町に限らず地方自治体の大きな財源、非常に重要なものです。これを割合を少なくする努力、各自治体でそれぞれやっていると思います。特に中之条町は非常にそういう努力、多くやっていると思いますが、これはそううまく減らすという事はなかなか難しい。そういった中で、やる事はやっているのに、ぜひ予算の確保、そういった事を要望するという事は必要だと思います。

そして、今答弁にあった全国町村長大会、様々な決議、要望がなされています。私もちょっとインターネットで中身を、熟読まではいきませんが、読みました。全国町村長大会だけでなく、いろいろなそういった要望、まとまった団体等の要望の中で、特に当町の実情を反映している部分があ

るか。先ほどの答弁でほぼほぼそのお話をされていたとは思いますが、改めてもし実情を反映している部分ということでありましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員も全国町村長大会の中身を御覧になっていただいたということでありますので、一々詳しく申し上げませんが、やはり我々のようなこういう小さい自治体にあつては、全てのことが現場で起こっておりますので、そういったことをしっかりと県を通じ国へ届けるということは、全国の町村長、みんな同じ課題を持っております。そういった中で、決議も重要な決議としてさせていただきました。その内容については詳しく申し上げませんが、恐らく御覧になっていると思いますので、そのへんはご理解をいただければと、こんなふうに思っております。

地方交付税での性格上、当町に限っては特に反映をしているというものはございませんけれども、例えば各種要望の中で、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源確保を増額すること。これはもう先ほど申し上げましたとおり、決議として国、あるいは県選出の国会議員にも強く要望をさせていただいております。これは引き続き、毎年毎年これから税込、あるいは財源確保というのは難しくなってくるので、これはもう一番の重要課題として地方自治体には課せられている要望なのかなと、こんなふうに思っております。そういったものを強く要望していきたいと思っておりますので、ぜひ福田議員にもいろんな面で情報等がありましたらお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。全国町村長大会など、そういった所で要望は出ておりますが、やはり中之条には中之条、また他の自治体では他の自治体、そういった所で各自自治体の状況は異なります。そういった観点から、この中之条町独自で直接国や県に伝えている意見、要望などがあつたらお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）繰り返しになりますけれども、地方交付税は具体的な事業に係る交付金や補助金と異なりますので、直接的な独自での要望という意見はございませんけれども、県内の町村と連携を図りながら、例えば中山間地域の現状や課題など、国に実情を理解していただく必要な措置について粘り強く声を上げていく事は大切だと考えております。

今一点、県選出の国会議員の方々とお話をする時に、たまたま医療関係の初めて当選された参議院の先生がいらっしゃいました。その時に、吾妻郡というのがよくご存じなかったものですから、吾妻郡の実地は特に医療過疎であると。これは、もう群馬県全体をぜひ御覧になっていただいて、いろいろな場面からして、面積も広いけれども、特に周産期医療を含めてそういった実態が非常に厳しい状況であると。ぜひ医師確保、医療スタッフの確保も併せて地域の実態をぜひ研究していただいて、特に医療の確保についてはお願いしたいと。その項目も群馬県選出の国会議員の参議院の

先生ですけれども、それも直に伝えさせていただいて、こういう事もやっぱり我々地方自治体の長としては、現場の声をしっかり国会議員に実情を話して、国会議員のみなさんも一生懸命やってくれていると思うのですが、やはり我々みたいな最前線にいる生の声を聞いていただこうという取り上げは私もしているつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。やはり医療については同僚議員、今までも質問があったりします。非常にみなさん心配しているところでもありますし、病気というのは突然なるもので、本当に頼りにしたい時に近くにそういった病院、医師、いれば本当に心強いところで、そういった話を直にさせていただけるという事は、本当にありがたいと思います。

また、他の町村との連携という事です。やはりこれは重要だと思います。中之条町だけで声を上げる、それだけだとなかなか小さな自治体というだけで声が届きにくいのではないのかなど、そんなふうに思います。これが吾妻郡6か町村、また似通った条件の多いみなかみ町、そういった所と連携して、声を粘り強く届けるようにする。そうすれば声が届きやすくなる。本当に大勢の町民、村民の、そういった声が実際に聞き入れてもらいやすくなるというふうに思います。ぜひ粘り強く今後も声を上げていってほしいと思います。

こう言って要望という事で、どうしても各自治体の努力はしているけれども、やはり要望という形をお願いをするような、そういった流れにはどうしてもならざるを得ないと思います。そうすると、地方自治体としては行政運営、それは地方自治体の自己責任ではないかというふうに思われる向きもあるかもしれませんが、先ほど町長の答弁にもありましたように、地域格差を是正するための地方交付税だと考えます。人口減少を少しでも緩やかにするために、国の基準、想定を上回る住民サービスなどの行政運営をしなければならない。それが地方自治体の財政を硬直化させている理由の一つだと考えています。

当町は財政面、また交流人口や関係人口の増加への努力など、他の自治体に比べても多く行っている自治体の一つだと思います。それでもなかなかうまくいかない、難しい面がたくさんあります。そういった現状を伝えるために、機会があればその都度、やはり粘り強く要望を伝えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。小規模自治体の財政の安定について伺います。人口減少に直面する当町のような小規模自治体では、段階補正の拡充や財政調整機能の強化が不可欠です。町としてこうした制度設計に対してどのような支援を求め、今後の町財政の安定につなげていくのか伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）何しろ日本全国、我々中之条町もそうですが、問題はとにかく人口減少から始まっているのではないかと私は思っているのです。やっぱり少子高齢化。特に中之条町は、吾妻郡の

中でも人口減少が一番著しく、急速に人口減少が進んでいます。これは、私が申し上げるまでもなく、福田議員ご存じだと思えるのですけれども、とにかくここから発しているのだというふうには私には思っておりますので、これは人口減少を食い止めるというのはなかなか難しいでしょうけれども、これは行政として緩やかな人口減少に持っていき、いろいろな政策を展開しながら移住の方にも来ていただけるような中之条町の魅力の発信、あるいは住んでいる方が中之条町に住み続けたいと思っただけのようなまちづくり、これをやっぱりしっかりと考えていく必要が我々行政には課せられているのだろうというふうには思っております。

現在、国勢調査が行われておりますけれども、その人口数は今後の行政運営に大きな影響を及ぼすものと考えておりますし、先ほどのご質問と関連いたしますけれども、地方交付税の算定等でも人口は大きな要因でございます。当町のような小規模自治体にとって、段階補正の拡充が町財政の安定に直結しますので、国により財政強化を強く要望しているところでございます。

また、人口減少は社会全体の経済活動の減速にもつながり、結果的には税収の減収など、国の施策にも影響を与えるものであると思っております。国自体の政策が人口規模の多い地域に偏り、中山間地域の投資が鈍化していくことが非常に懸念をされます。

町では常に健全な財政運営を心がけておりますが、やはり人口減少の中でも全て今までどおりというわけにはいかない場合も出てくると考えております。身の丈に合った行政運営により、最少の予算で最大の効果が挙げられるよう努力してまいりたいと思っておりますが、老朽化によるインフラ整備も全国的に表面化しておりますので、大規模な投資が必要な事業はもちろん、住民生活の安心安全等に直結する事業では、国、県等の支援が必要不可欠であります。

繰り返しになりますが、継続的に国あるいは県等への関係機関と連携を取りながら、必要な支援を求めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。これだけやはり急激に人口減少が進むと、段階補正、そういう物の見直し、これはぜひ行っていただきたいところであります。

そういった中で、町として国に要望する際に特に強調したい点があれば、何か伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）特に強調したいという点でございますけれども、先ほどの答弁の中で、クマの問題については意見交換の場で直接財政措置等について強く要望させていただきました。まさに今現在、クマ対策が全国的な問題でありますので、リアルタイムで要望させていただいたという事でございます。このように、その時々で喫緊で対応すべき課題も変わってくると思っておりますので、特に強調したいという点はございませんけれども、早急に声を上げるべき必要がある物については、スピード感を持ってリアルタイムで関係機関等に要望していく、そういうスタンスであります。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。まさにリアルタイム、喫緊に対応すべき課題が変わる。

これは、本当にそうだと思います。昨今の頃は、これほどクマが大変な事になるとは予想もしていませんでしたし、去年からですが、米の値上がりも実際そうです。そういったその時その時で、もう1年ごとに課題が変わってくる。こういった事があります。本当に緊急で対応すべき物、そういった所にしっかり対応できるように。要望しているということになるとタイムラグ、ちょっと時間が空いたりもするかもしれませんが、やはり限られた町の予算の中でということでは限界があるので、そういった要望を通じて、その時その時に応じて早く支援がいただけるように、その時その時で適切な要望を行っていただければ大変ありがたいと思います。

それでは、次に、人口減少下で中之条町が特に重視している守りたい住民サービス、それは何か伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員おっしゃるように、私が町長に就任をさせていただいて丸3年が経過いたしました。4年目に突入しましたが、私が就任した時は、まず世界的なコロナの状況でありました。これは、非常に全国的、世界的にも大きな問題、これに直面した中之条町も、恐らく今までそういうマニュアルがなかったと思いますので、私の前任者である伊能町長、本当に大変ご苦労されたというふうに思っております。

その後発生したのが能登の大地震であります。これもあれほどの地震が正月の元日に、しかも楽しい夕食時に起きるなんてことは誰も想像していなかった。そういうことが起きる、そういった自然災害の恐ろしさ、これも痛感をいたしました。

そして、災害級と言える猛暑、熱中症でお亡くなりになる方はいらっしゃいますし、消防救急搬送で運ばれる方がいっぱいおられます。この対策も喫緊の課題だと。これは住民サービスに非常に直結しております。

その後現れたのが米不足であります。これはもう消費者ばかりではなくて農家の問題、いろんな問題が、そしてまた先ほどちょっと原沢議員の話にもありましたけれども、農林省の対応がなかなか変わっていただけなので、変わっていただく対応を我々地方自治体はしていかなければならない。こういった問題もあります。

そして、財源確保の問題もありますし、人口減少、こういったものがやっぱりその時その時に本当に迫られてくると。ぜひ議員の皆様方にもご協力いただいて、その中でも中之条町は住民のみなさんに住んでいただいて、いい町だと。それを見た町外の方が、そんな町には住んでみたいよと思えるような、やっぱりまちづくりのPR発信、これを心がけていただいて、先ほど申し上げました共創のまちづくりの原点であります。中之条町はみんなで作っていくのだということをややはり基本に置いて、サービスの物を考えていきたいと思っております。

いろいろな事業、大小ありますけれども、結果的には住民目線、町民目線のサービス、それを堅持するように、皆様方のご意見を賜りながら、今予算編成に向かうところでありますので、そういった事を考えて、人口減少は急速に進み、少子高齢化が進み、公共交通の問題もあります。そういった物に立ち向かいながら、住民サービスの低下を少しでも和らげていきたい、そんな形で予算編成に臨んでいきたいと思っておりますので、ぜひご指導いただけますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。移住定住ということで、群馬県が全国1位になって、その中で特に中之条が注目されています。千葉県からも当町に視察に来ていただいたり、本当に移住定住のためにというか、中之条がどれだけ良い場所であるかということで、努力してくれている方が、なかなか表には出ないところではあります、大勢いらっしゃいます。本当にいい町、いろいろなことをチャレンジ出来そうな、そういった町だという印象をみなさんに持ってもらっているというふうに思っています。その大本になるのは、やはり安心して暮らせる、穏やかに暮らせる、こういった事をやはり人は求めるのだと思います。

なかなか難しい、難しいとすぐ言うてしまうのですが、まずは人と人ですので、中之条の町民の一番いいところはやっぱり人と接する時には、ちょっと人がよ過ぎるのではないかと思えるぐらい受け入れるというか、おおらかに受け入れる、そういったところが町の人たちの一番いいところだと思っています。ぜひそれが今後もつなげられるように、いろいろな施策を講じていただければと思います。

今までこの質問において、国、県への要望をどう行うか、そういった視点で質問を行って来ました。ただ、今言ったところですが、実際に人の生活と直接向き合っているのはやはり町です。それを考える時、国が把握できない事を町は把握できる、国が知らない事を町は知っている、そのように言えると思います。

人口減少は避けられない大きな流れです。しかし、その中でも、答弁でもありましたが、町民の暮らしを守り、安心して暮らせる地域をつくるのが私たちの使命です。決して国に任せきりにすることはなく、町民のみなさんとともに、町議会が声を上げ続けること、それが最初は小さな一歩であっても、それがやがて国を動かす大きな力になると、私は信じています。

最後に私の考えを述べさせていただいて、一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）福田公雄さんの質問が終わりました。

○ 散 会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

4日目の16日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。
長時間にわたりご苦労さまでした。

(散会 午前11時27分)

令和7年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第4日

招集年月日 (会議)	令和7年12月16日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和7年12月16日午前9時30分						
	散会	令和7年12月16日午前10時29分						
	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
応招ならびに 不応招議員	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
応招 15名	2番	福田 公雄	//	//	10番	関 常明	//	//
不応招 0名	3番	山本 修	//	//	11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//	12番	福田 弘明	//	//
出席ならび に欠席議員	5番	山田みどり	//	//	13番	劔持 秀喜	//	//
出席 15名	6番	佐藤 力也	//	//	14番	小栗 芳雄	//	//
欠席 0名	7番	関 美香	//	//	15番	安原 賢一	//	//
	8番	大場 壯次	//	//				
会議録署名議員	2番 福田 公雄		3番 山本 修		4番 割田三喜男			
職務のため出席した者 の氏名	事務局長		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		小板橋 千晶		書記		林 沙晶	
	議事書記		割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	劔持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第4号

(令和7年12月16日午前9時30分開議)

- 第1 議案第1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算(第6号)
議案第2号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第3号 令和7年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)
議案第4号 令和7年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第1号)
議案第5号 令和7年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第1号)
議案第6号 令和7年度中之条町自動車教習所事業特別会計補正予算(第1号)
議案第7号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算(第3号)
議案第8号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
議案第9号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算(第3号)
議案第10号 令和7年度中之条町下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第11号 令和7年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 第2 議案第12号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第13号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
議案第14号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第15号 中之条町火入れに関する条例の一部改正について
議案第16号 中之条町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第3 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第4 議案第21号 令和7年度中之条町一般会計補正予算(第7号)
- 第5 議案第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第6 陳情第3号
- 追加日程第1 議案第2号議案 「主要地方道中之条草津線大岩・生須間の改良整備促進を求める意見書」の提出について
- 第7 議員派遣の件
- 第8 閉会中の継続調査(審査)特定事件について

○

◎ 再開前のあいさつ

○議長(安原賢一) みなさん、おはようございます。

第1回定例会12月定例会議の本会議も本日で4日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いいたします。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出されたりしますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内の会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

○

◎ 再開（午前9時31分）

○議長（安原賢一） ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第6号）

◎ 議案第 2号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 3号 令和7年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 4号 令和7年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 5号 令和7年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 6号 令和7年度中之条町自動車教習所事業特別会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 7号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 8号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 9号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第3号）

◎ 議案第10号 令和7年度中之条町下水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 議案第11号 令和7年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（安原賢一） 日程第1、議案第1号から第11号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る3日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑を行う方をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に、本会議における質疑質問は論点を明確にするため、一問一答方式で行うことと規定されていますので、よろしくお願いたします。

それでは、ご質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）1点お尋ねいたします。

補正予算の22ページにございます一般行政経費、保健衛生事務費12万8,000円の減額で、内容は西吾妻福祉病院組合病院事業負担金に関することでございますが、これ関連するので、お尋ねいたしますが、現在この組合における借入金の残高等ご案内できればと思うのですが、お願いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）福田議員のご質問にお答えいたします。

西吾妻福祉病院の令和7年度当初での借入れの残高ということですが、20億ほどあるというふう
に伺っております。お願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）これ毎年返済しているのだと思いますが、年間どのぐらいのペースで返済
なさっているのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）2億5,000万円ほどの返済を元金、利息で行っているという状況でござい
ます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）他に質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第6号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決しま
す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和7年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和7年度中之条町下水道事業会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和7年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第12号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

◎ 議案第13号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について

◎ 議案第14号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎ 議案第15号 中之条町火入れに関する条例の一部改正について

◎ 議案第16号 中之条町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(安原賢一) 日程第2、議案第12号から議案第16号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る3日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。1番、原沢さん

○1番(原沢香司) 議案第14号について質問をいたします。

過日上げされております議案第12号では、こちらの規定の適用が令和7年の4月1日からになっておりますが、14号のほうは令和8年の4月1日からということで、この1年違いがあるわけなのですけれども、これは12号の議案については令和7年の4月1日に遡及をして適用すると、しかしながらこの14号はこの遡及がないというふうに理解できるのですけれども、この14号について遡及がない理由についてお答え願いますでしょうか。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀浩）会計年度の遡及の関係だと思えますけれども、私のほうから答弁させていただきます。

遡及につきましては、各自治体の対応は異なっているわけなのですけれども、当町の場合、人数ですとか、あるいは職種、雇用形態、こういったものが多岐にわたっております。任用にあたっては、任用何ですとか、あるいは勤務条件通知書、こういったもので現在行っているわけなのですけれども、ある意味ではこれが雇用契約的にこんなものになるかと考えております。

会計年度という一つの一定の期間の中の任用でございまして、年度途中で勤務条件が変わってしまったり、左右されてしまうということを考慮して、今まで対応させていただいたわけなのですけれども、今議員おっしゃるとおり、県内のいろんな状況も変わってきております。そういった実情も考慮いたしまして、今後手続等も含めまして、実務的なものも含めまして検討させていただければと、このように考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）今総務課長のほうからお話ありましたけれども、県内でこの遡及やってないのはたぶん中之条町だけだと思うのです。他の自治体全て4月まで遡及して会計年度任用職員にも給与を支払っているというふうに私把握しておりますので、やはり会計年度任用職員の方、いろんな働き方をされている。これ町の求めに応じてやっていることだと思いますので、非常に手続が大変だということは昨年度も伺っているところなので、いろいろご苦労あると思うのですけれども、中之条町の職員として働くという立場では正職でも会計年度でもやり方、働き方違えども、町のための仕事ということでは同じだと思いますので、ぜひしっかり次年度以降、この遡及については中之条町にも実施されることを望みたいと思います。以上です。

○議長（安原賢一）他に質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

最初に、議案第12号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用

及び給与の特例に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 中之条町火入れに関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(安原賢一) 日程第3、議案第17号を議題とします。

この議案につきましても去る3日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一) 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第21号 令和7年度中之条町一般会計補正予算(第7号)

○議長(安原賢一) 日程第4、議案第21号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(外丸茂樹) それでは、議案第21号 令和7年度中之条町一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の12月定例会議におきまして、既に補正予算をご議決いただいたところでございますが、国におきまして、物価高対策を支援するための交付金の拡充等が示されましたので、早急に対応したいことから、物価高騰対策支援に係る補正をお願いしたいものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億4,836万8,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ116億3,355万3,000円といたしたいものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金2億4,280万8,000円を見込ませていただき、不足する財源につきましては地方交付税を充てさせていただきました。

歳出でございますが、各款ごとにその内容につきまして申し上げます。

2款 総務費では、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、物価高騰対策自家水道利用者支援補助金支給事業におきまして、自家水道利用者に対し、水道基本料金相当分月額1,000円の7か月分の補助金を、また物価高騰対策地域商品券交付事業では町民1人当たり1万円分の地域商品券の交付に係る費用を計上させていただきました。

3款 民生費では、物価高対応子育て応援手当給付事業におきまして、国による物価高対応子育て応援手当事業費補助金等を財源として、物価高の影響を強く受けている子育て世代を支援するため、0歳から18歳までの子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当の支給に係る費用を見込ませていただいております。

また、6款 農林水産業費、有害鳥獣対策事業では、本定例会議でもご議決いただきました柿の木等の伐採に係る補助金につきまして、申請件数が多く、さらに不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

12款 諸支出金では、水道料金のうち、基本料金を令和8年4月検針分から7か月間免除したい

ことから、上水道事業会計、簡易水道事業会計及び六合簡易水道事業会計への補助金を計上させていただきます。

なお、物価高騰対策のうち、水道基本料金免除等に係る事業費につきましては、令和8年度への繰越事業とさせていただきます。

以上が今回お願いいたします一般会計への補正の内容でございます。ご審議をいただきたく、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第21号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第5、議第1号議案を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小栗芳雄さん、ご登壇願います。14番、小栗さん

○14番（小栗芳雄）議長から発言の許可をいただきましたので、議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

改正の内容は、職員の期末手当の引上げに合わせて、町特別職の期末手当を引き上げる提案がされたため、議員の期末手当についても町特別職に合わせて、年間支給月数を0.05月分引き上げるものです。実施時期についても町特別職と同様、令和7年12月1日に遡って適用し、令和8年度以降の改正は令和8年4月1日から施行したいというものです。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一) 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、採決に入ります。

議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安原賢一) 起立多数であります。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 陳情第3号

○議長(安原賢一) 日程第6、陳情第3号を議題とします。

お手元に陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。産業建設常任委員長、山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○5番(山田みどり) 議長の命によりまして、令和7年12月定例会議において産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月10日午前9時30分から第1委員会室において、委員5名、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第3号について審査し、「採択」と決定しました。

陳情第3号は、六合地区区長会長並びに沢田地区区長会長から提出された「主要線地方道中之条草津線大岩・生須間(暮坂峠越え区間)の整備促進について」で、令和6年の12月定例会議においても同様の陳情が出されております。

各委員から意見を聞いた内容ですが、「交通量も非常に関係してくると思っております。ここは下のほうに国道145号の道が開いたので交通量は減っていると思うが、採択をお願いします」、「去年も「採択」でしたし、六合と中之条を結ぶ重要な路線ですので、これからもずっと、よくなるまで陳情していつてもらえればと考えております。「採択」をお願いします」、「1年に何度も通り、工事しているのは目にしているが、進んでいると思う。ここ数年どれぐらいの事業をされていて、どれぐらいの事業費をかけているのか調べておいて欲しい。また、この路線について事業計画があれば併せて情報収集して提供していただきたい」、「私も生活の中で頻繁に通る道路でもあり、陳情の趣旨は妥当と考えております。一日でも早く広く、観光客が多く通る道でもありますので、整備をしていただければ大変ありがたいと考えています」などの意見が出されました。

採決について諮ったところ異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、「採択」とする

ことに賛成全員であったため、当委員会では「採択」と決しました。あわせて、意見書の提出について決定し、意見書（案）を審査しました。

同じ路線の別の区間の整備についても意見書に載せたほうがいいのではないかという意見もありましたが、そちらの区間については地元区長等の意見や意向を確認した後に検討することとして、今回は陳情区間についての意見書を提出することと決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

陳情第3号について採決します。

本件に対する委員長報告は「採択」です。

お諮りします。

陳情第3号 主要線地方道中之条草津線、大岩・生須間（暮坂峠越え区間）の整備促進について、委員長報告のとおり「採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第3号は「採択」とすることに決定しました。

陳情第3号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案を、この際日程に追加して、議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（議案の配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第2号議案を追加日程第1として、議事日程に加えていただきますと思います。

○

◎ 議第2号議案 「主要地方道中之条草津線大岩・生須間の改良整備促進を求める意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第1、議第2号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第2号議案について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長

の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。9番、富沢さん

○9番（富沢重典）非常に賛成はしているところなのですが、ちょっと1点気になる所がありまして、最後に「改良事業の早期完成を行うこと」とあるのです。完成って、これ産建では見えているということよろしいですか。私には完成が見えていないのですけれども、要望箇所の拡幅をお願いしますとかそういう言葉なら分かるけれども、「完成」という言葉が入るということは完成が見えているということよろしいですか。

○議長（安原賢一）5番、委員長

○5番（山田みどり）文言の所、少し確認させてもらいます。今現状工事を行っているところでありまして、順次行っているところなのですが、なかなかそういった拡幅工事が進んでいないということで、全体の道路間の早期完成というのは今事業のところの確認も必要ですけれども、地元のみなさんのご意見ということでこの文章で、昨年度も同じ文章のままで出されているところでもありますけれども、ちょっと補足がありましたら、すみません、建設課長のほうからお願いいたします。

○議長（安原賢一）建設課長

（「駄目です。駄目」の声）

○議長（安原賢一）9番、富沢さん、いいですか。

○9番（富沢重典）委員長報告の質問なので、課長が答えては駄目なのだと。

これ完成という言葉入れてしまうと、群馬県でこれ完成ですと言われたら終わりですよ。そうではなくて、要望箇所の早期改善とかそういうことにしたほうがいい。完成だと、もう群馬県、これで終わりですよと言われたら、要望どおりですと言われて、終わりの気がするのですけれども。委員長お願いします。

○議長（安原賢一）委員長

○5番（山田みどり）今富沢議員からご意見いただきました早期完成ではなくて……

（「早期改善」の声）

○5番（山田みどり）完成という文言を……

（「要望箇所の早期改善」の声）

○5番（山田みどり）早期改善をというふうな提案がございましたけれども、この文章をもし変えるようであれば、この早期改善という形で文章を直すということで、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）そういうのは全員に諮って、いま一度あれしないと、簡単にすぐ変えてというわけにいかないと思いますので。10番、関さん

○10番（関 常明）要望箇所も含めて、早くしろという意味での早期完成ということだと思っております。

そういうことは文言的に教育長に解説してもらおうほうがいいという話あるのですが、それは抜きに

して、簡単に早くしろという、してくださいということだから、私は問題ないと思うのです。

○議長（安原賢一）他に意見のある方。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）9番、富沢さん、どうでしょう。確かに読み方によってはそれでいいと思うという人もいるし。

○9番（富沢重典）他の議員、別に質問ないようですから、私一人の感想かなというふうに思いますが、けれども、「完成」という言葉、議会が使う場合はもうちょっと青写真を把握した上で「完成」という言葉、今後使っていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（安原賢一）富沢さんのプロの目を見ての言葉だと思うので、我々一般的には今までこれ通っていたものですから、これでいいかなということで提出いただいて……

○13番（剣持秀喜）議長、休憩取って、ちゃんと話して進めたほうがいいです。

○議長（安原賢一）暫時休憩とします。

（休憩 自午前10時09分 至午前10時26分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）ただいま産業建設常任委員会を休憩中に開きまして、委員長より報告をお願いいたします。5番、山田さん

○5番（山田みどり）先ほど産業建設常任委員会を開催いたしまして、委員のみなさんから意見を聴取しました。

全体の工事の内容というのがまだ公開されていないというところで、この「完成」という言葉を使っていいのかということでしたけれども、地元のみなさんの狭隘箇所をとにかく整備を促進していただいて、今事業の所を早期完成していただきたいというような意見がありました。

委員から決を採りまして、この早期完成でいいのではないかという方が2名で、文言を変えるべきではないかという方が2名で、委員長判断でこの「早期完成」という言葉で、このままで意見書の提出をするということで決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）それでは、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）「異議なし」と認め、ただちに採決します。

議第2号議案 「主要地方道中之条草津線大岩・生須間の改良整備促進を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議第2号議案は可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長(安原賢一) 日程第7、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

◎ 閉会中の継続調査(審査)特定事件について

○議長(安原賢一) 日程第8、閉会中の継続調査(審査)特定事件について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しました継続調査特定事件申出書のとおり申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、本件は閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎ 閉 会

○議長(安原賢一) 以上で今期定例会議に付議された議案は全て議了しました。

これをもって令和7年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

(閉会 午前10時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 福田 公雄

中之条町議会議員 山本 修

中之条町議会議員 割田三喜男